

第3次佐渡市障がい者計画・
第5期佐渡市障がい福祉計画・第1期佐渡市障がい児福祉計画

素案・「障がい者計画」部分・第2次原稿

【スペース】

「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安心安全な島（まち）づ

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を基本理念として、平成24年3月に「第2次佐渡市障がい者計画」、平成27年3月に「第4期佐渡市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、障がい者の生活・福祉をめぐる動向はめまぐるしく展開し、次節で見るとおり、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国連の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。また、障がい者が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、本市が担う役割は、これまでにも増して重要なものとなっています。

以上の点を踏まえ、「第2次佐渡市障がい者計画」及び「第4期佐渡市障がい福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、国による障がい者制度改革の動きを反映し、諸施策の見直しを含めた「第3次佐渡市障がい者計画」及び、「第5期佐渡市障がい福祉計画」並びに、児童福祉法改正により新たに規定された「第1期佐渡市障がい児福祉計画」を策定しました。

第2節 障がい者に関連する法改正の概要

平成19年9月に我が国は、障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、以下、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に条約を批准、同年2月に効力が発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めています。

1 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的として、規定されました。また、障がい者の定義に「発達障がい」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止などが規定されました。

2 児童福祉法の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障がい種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援に体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を策定することが規定されました。

3 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が、障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について、規定されています。

4 障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に施行されました。障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう必要、かつ、合理的な配慮を行うことが義務付けられました。

5 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成 28 年 5 月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務付け、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

6 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく、行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

第 3 節 本計画における障がい者の定義と対象

本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第 2 条に規定する「障害者」です。すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障害者基本法第 2 条の社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

したがって、障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人をいいます。

さらに、障がい者ではない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る点で、本計画の対象であり、障がいの予防につながる健康の保持や早期発見の観点からも本計画の対象となります。

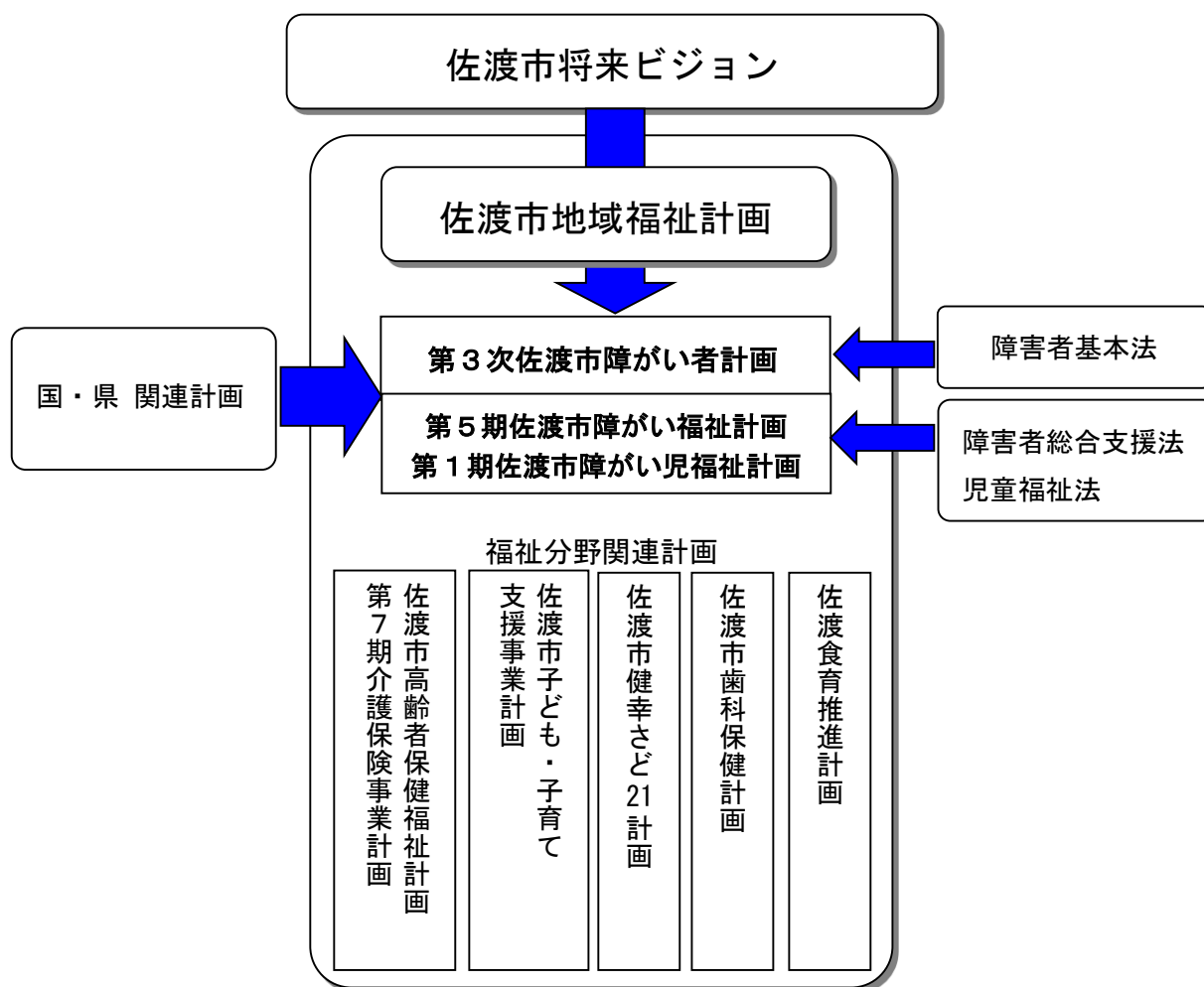
第4節 計画の位置付け

「第3次佐渡市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、「第5期佐渡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は、児童福祉法33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画・障害児福祉計画」との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに、上記3計画とも「佐渡市将来ビジョン」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図り、策定したものです。

■計画の位置付け



第5節 計画期間

「第3次佐渡市障がい者計画」は、平成30年から平成35年の6年間、「第5期佐渡市障がい福祉計画」及び「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は平成30年から平成32年の3年間です。

図表1-1 計画期間

年 度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
佐渡市障がい者計画	第3次計画					
佐渡市障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
佐渡市障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

第6節 計画の策定体制

1 協議会などの設置

本計画の策定にあたり、「佐渡市地域自立支援協議会」の本会及び総合企画部会で検討を行い、また、各専門部会からの意見を反映しました。

2 庁内推進体制

本計画は、内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課による庁内の推進体制を整備し、各課の施策との整合を図りました。

3 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者・介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図りました。

4 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を把握するためにアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映しています。

5 障がい者団体等へのヒアリングの実施

計画策定にあたり、障がい福祉サービス等提供事業者及び障がい者団体等に対し、現状把握や課題・要望など、ヒアリングを実施し、その結果を計画に反映しています。

6 市民参加による計画策定

計画の素案について、社会福祉課（市役所本庁）、各支所、行政サービスセンター、中央図書館、教育委員会各教育事務所及び地区教育係の窓口、市ホームページでの閲覧等により公開し、広く市民からのパブリックコメントを求め、提起された意見を計画に反映しています。

7 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから、広域的に関連する島外自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

第2章 障がい者の現状

第1節 障がい者の現状

1 身体障がい者（児）の現状

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年4月1日現在で3,135人となっています。総人口が減少傾向にある中で、身体障がい者数も減少傾向にあります。障がい別にみると「肢体不自由」が最も多く、1,847人で全体の58.9%となっています。等級別では、「4級」が最も多く1,019人です。

図表2-1 身体障がい者数の推移

(単位：人)

年 度	市			県	
	人 口	障がい者数	構成比	障がい者数	構成比
平成27年度	59,060	3,337	5.7%	96,088	4.2%
平成28年度	57,976	3,367	5.8%		
平成29年度	56,852	3,135	5.5%		

※各年度4月1日現在

図表2-2 身体障害者手帳交付状況

(単位：人)

等級	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者 総数
1級	46	0	0	140	498	684
2級	73	62	0	354	2	491
3級	16	58	19	242	85	420
4級	12	56	16	817	118	1,019
5級	20	0	0	202	0	222
6級	12	195	0	92	0	299
合計	179	371	35	1,847	703	3,135
構成比	5.7%	11.8%	1.1%	58.9%	22.4%	100.0%

※平成29年4月1日現在

2 知的障がい者（児）の現状

本市の療育手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 579 人であり、ここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。

判定別にみると「A（重度）」が 180 人、「B（中度・軽度）」が 399 人となっています。

年齢別では、「18 歳未満」が 53 人、「18 歳以上」が 526 人です。

図表2-3 療育手帳所持者の推移

(単位：人)

年 度	市					県	
	人 口	障がい者数			構成比	障がい者数	構成比
		A	B	計			
平成 27 年度	59,060	180	382	562	1.0%	17,536	0.8%
平成 28 年度	57,976	178	391	569	1.0%		
平成 29 年度	56,852	180	399	579	1.0%		

※各年度 4 月 1 日現在

図表2-4 療育手帳所持者の年齢別推移

(単位：人)

年 度	18 歳未満	18 歳以上	計
平成 27 年度	55	507	562
平成 28 年度	51	518	569
平成 29 年度	53	526	579

※各年度 4 月 1 日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 540 人となっており、ここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。等級別にみると「1 級」が 41 人、「2 級」が 465 人、「3 級」が 34 人です。

精神障がい者については、手帳を取得していない人も多く、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は 840 人となっており、こちらも、ここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。

図表2-5 精神障害保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

年 度	市						県	
	人 口	1 級	2 級	3 級	合 計	構成比	障がい者数	構成比
平成 27 年度	59,060	37	432	36	505	0.9%	15,258	0.7%
平成 28 年度	57,976	40	450	39	529	0.9%		
平成 29 年度	56,852	41	465	34	540	0.9%		

※各年度 4 月 1 日現在

図表2-6 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

(単位：人)

年 度	人 口	受給者	構成比	県	
				受給者	構成比
平成 27 年度	59,060	811	1.4%	30,359	1.3%
平成 28 年度	57,976	822	1.4%		
平成 29 年度	56,852	840	1.5%		

※各年度 4 月 1 日現在

4 障害程度区分別認定者

障がい福祉サービス受給の基準となる障害程度区分は、認定者が 305 人となっています。内訳は図表 2-7 のとおりとなります。

また、年度別の推移では、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、10 人減少しています。

図表2-7 障害程度区分別認定者数

(単位：人)

区 分	合 計
区分 1	19
区分 2	75
区分 3	39
区分 4	29
区分 5	38
区分 6	105
合計	305

※平成 29 年 4 月 1 日現在

図表2-8 障害程度区分別認定者数の推移

(単位：人)

年度	認定者数
平成 26 年度	324
平成 27 年度	314
平成 28 年度	315
平成 29 年度	305

※各年度 4 月 1 日現在

5 難病患者の状況

把握可能な難病患者数として、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数があります。その推移は次のとおりです。

図表2-9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

（単位：人）

年度	男性	女性	総数
平成 26 年度	219	256	475
平成 27 年度	229	282	511
平成 28 年度			
平成 29 年度			

※各年度 4 月 1 日現在

第2節 アンケート調査による障がい者の状況

1 調査の実施

本調査は、第3次佐渡市障がい者計画、第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画の策定にあたり、市内の障がい者の生活状況、障がい福祉サービスの利用希望、障がい者政策の重要度及び満足度等について回答を得て、施策立案の基礎資料とするために実施したものです。

2 調査対象等

本調査は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者、並びに障害児福祉手当・特別児童扶養手当（手帳所持者除く）の受給者を対象として実施しました。調査方法及び調査期間は次のとおりです。

図表2-10 調査方法及び調査期間

調査方法	郵便調査方法（送付、受取人払）、無記名式
調査期間	平成29年8月

3 調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は次のとおりです。

図表2-11 調査票の配布・回収状況

調査区分	配布数	有効回収数	回収率 (%)
未就学児アンケート票	14	9	64.3%
小・中・高校生等(18歳未満)アンケート票	86	43	50.0%
18歳以上65歳未満アンケート票	1,062	483	45.5%
65歳以上アンケート票	2,660	1,444	54.3%
県内障害者施設入所者アンケート票	113	93	82.3%

4 調査結果の概要

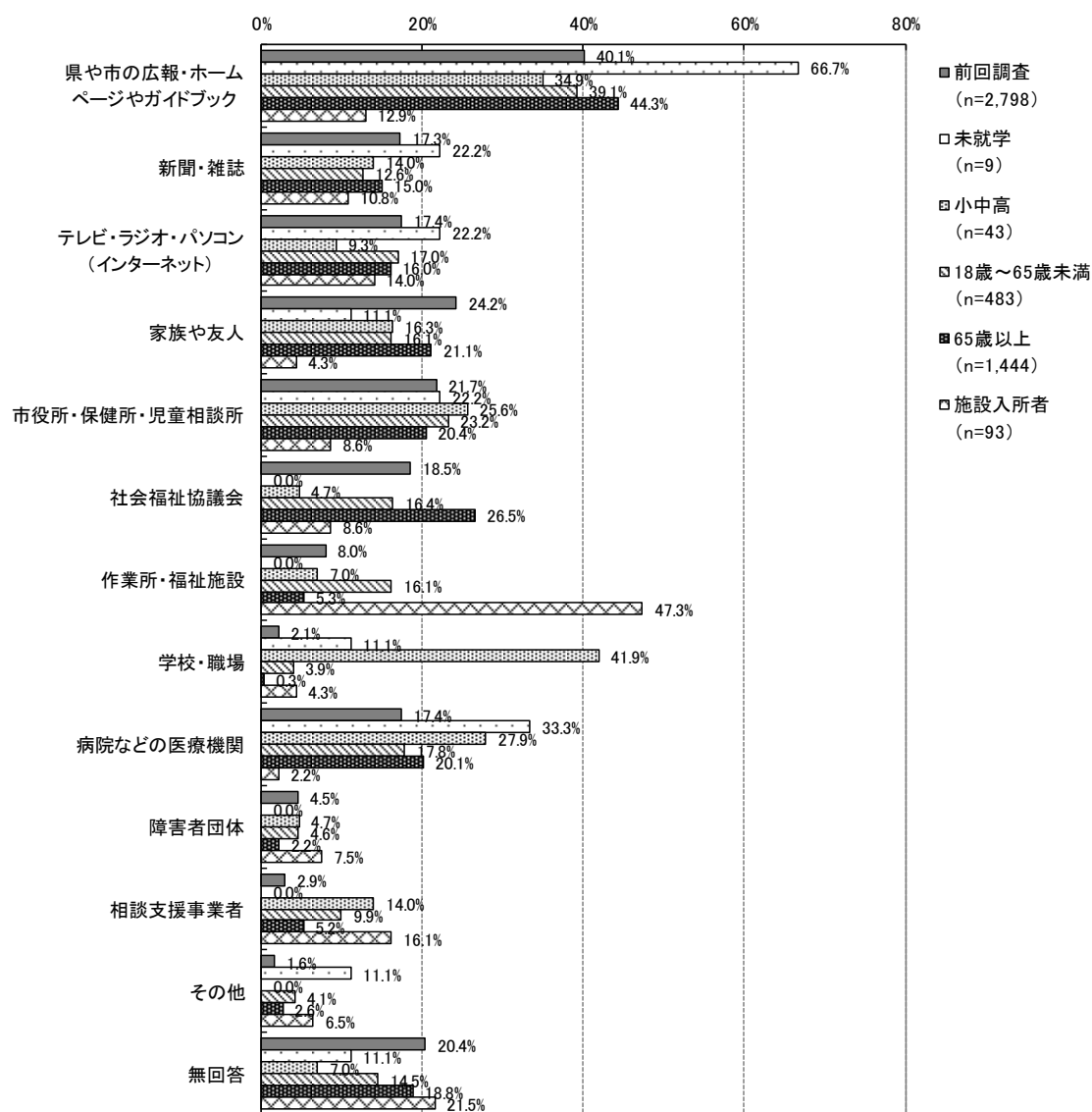
(1) 前回比較項目

① 福祉に関する情報

福祉に関する情報源について、前回調査では、「県や市の広報・ホームページやガイドブック」が40.1%と最上位に挙げられていました。

今回の調査では、「未就学児」、「18歳～65歳未満」、「65歳以上」は、前回調査と同様に「県や市の広報・ホームページやガイドブック」を最上位に挙げています。「小中高」は「学校・職場」、「施設入所者」は「作業所・福祉施設」を最上位に挙げています。

図表2-12 福祉に関する情報

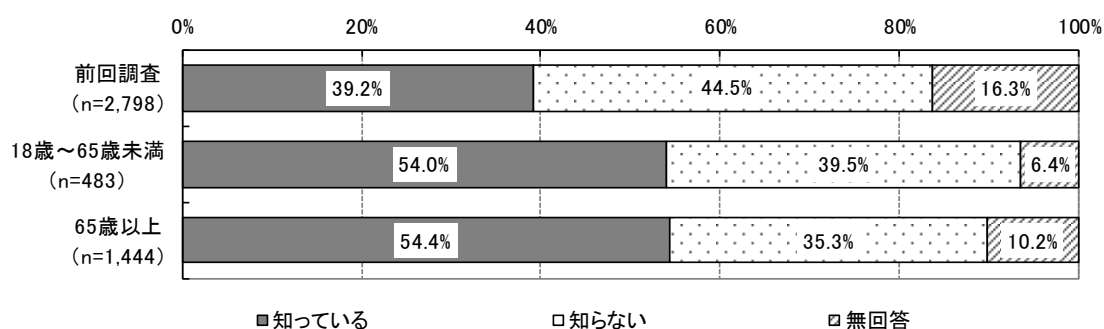


② 緊急時の避難場所の認知度

緊急時の避難場所の認知度について、前回調査では、「知っている」が39.2%でした。

今回の調査では、「18歳～65歳未満」が54.0%、「65歳以上」が54.4%であり、いずれも認知度が上がっています。

図表2-13 緊急時の避難場所の認知度

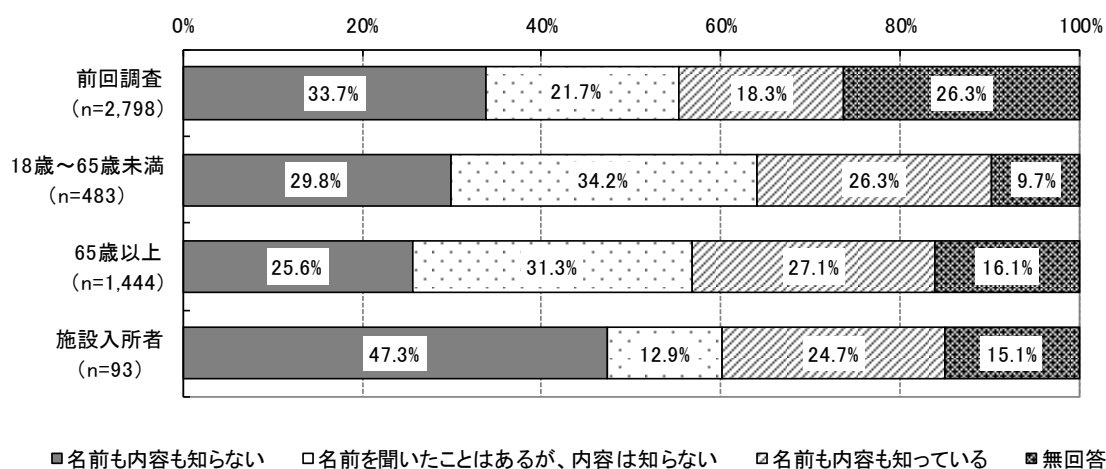


③ 成年後見制度についての認知度

成年後見制度の認知度について、前回調査では、「名前も内容も知っている」が18.3%でした。

今回の調査では、「18歳～65歳未満」が26.3%、「65歳以上」が27.1%、「施設入所者」が24.7%であり、いずれも認知度が上がっています。しかし、「18歳～65歳未満」及び「65歳以上」は「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が3割強、「名前も内容も知らない」が3割弱、また、「施設入所者」は「名前も内容も知らない」が5割弱を、それぞれ占めています。

図表2-14 成年後見制度についての認知度

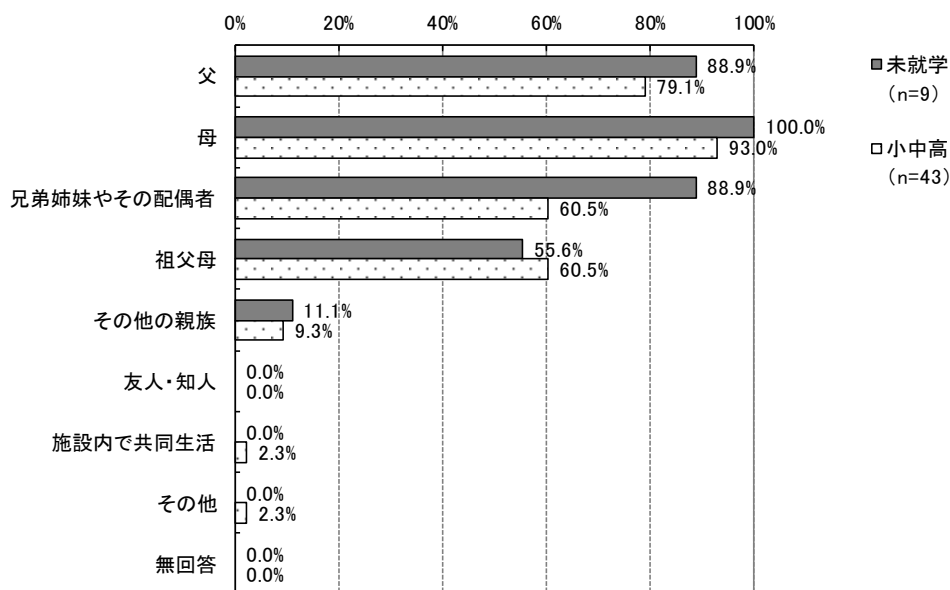


(2) 共通項目

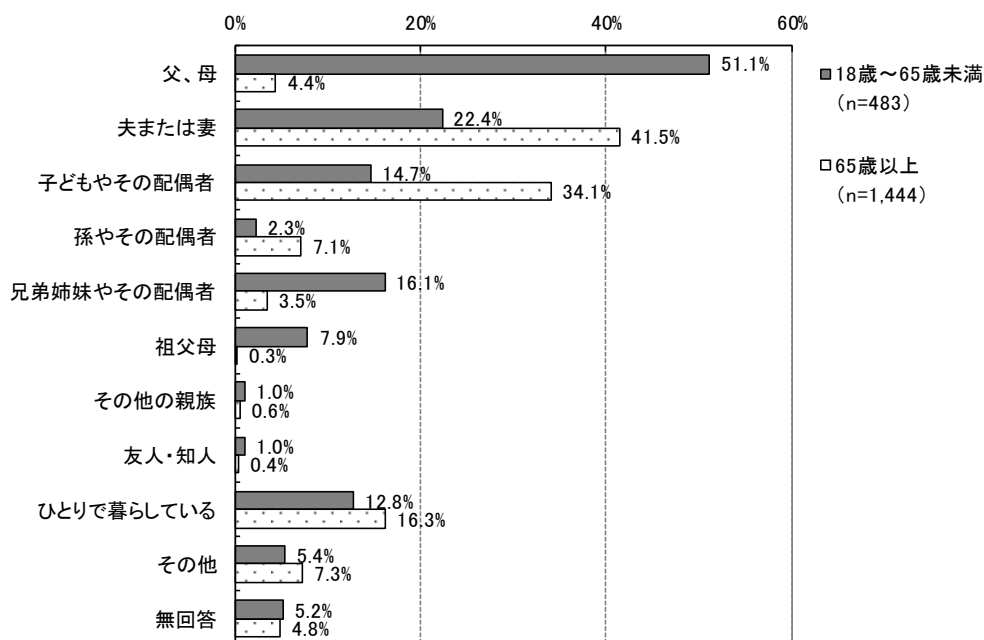
① 同居者

同居者は、「未就学」、「小中高」ともに「父」、「母」、「兄弟姉妹やその配偶者」、「祖父母」が多くを占めます。「18歳～65歳未満」は、「父、母」が51.1%、「65歳以上」は「夫または妻」が41.5%と最も多くなっています。

図表2-15 同居者（未就学、小中高）



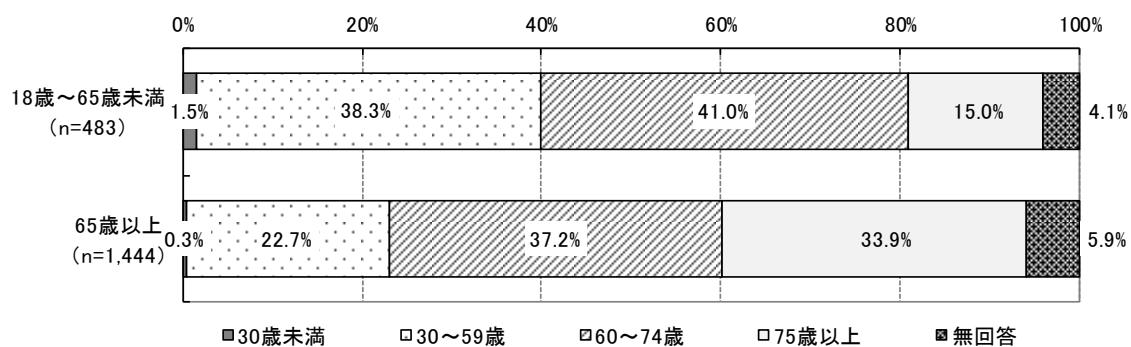
図表2-16 同居者（18歳～65歳未満、65歳以上）



② 介助者の年齢

介助者の年齢では、「18歳～65歳未満」は、「60～74歳」が41.0%と最も多く、次いで、「30～59歳」が38.3%となっています。「65歳以上」は、「60～74歳」が41.0%と最も多く、次いで「75歳以上」が33.9%となっています。

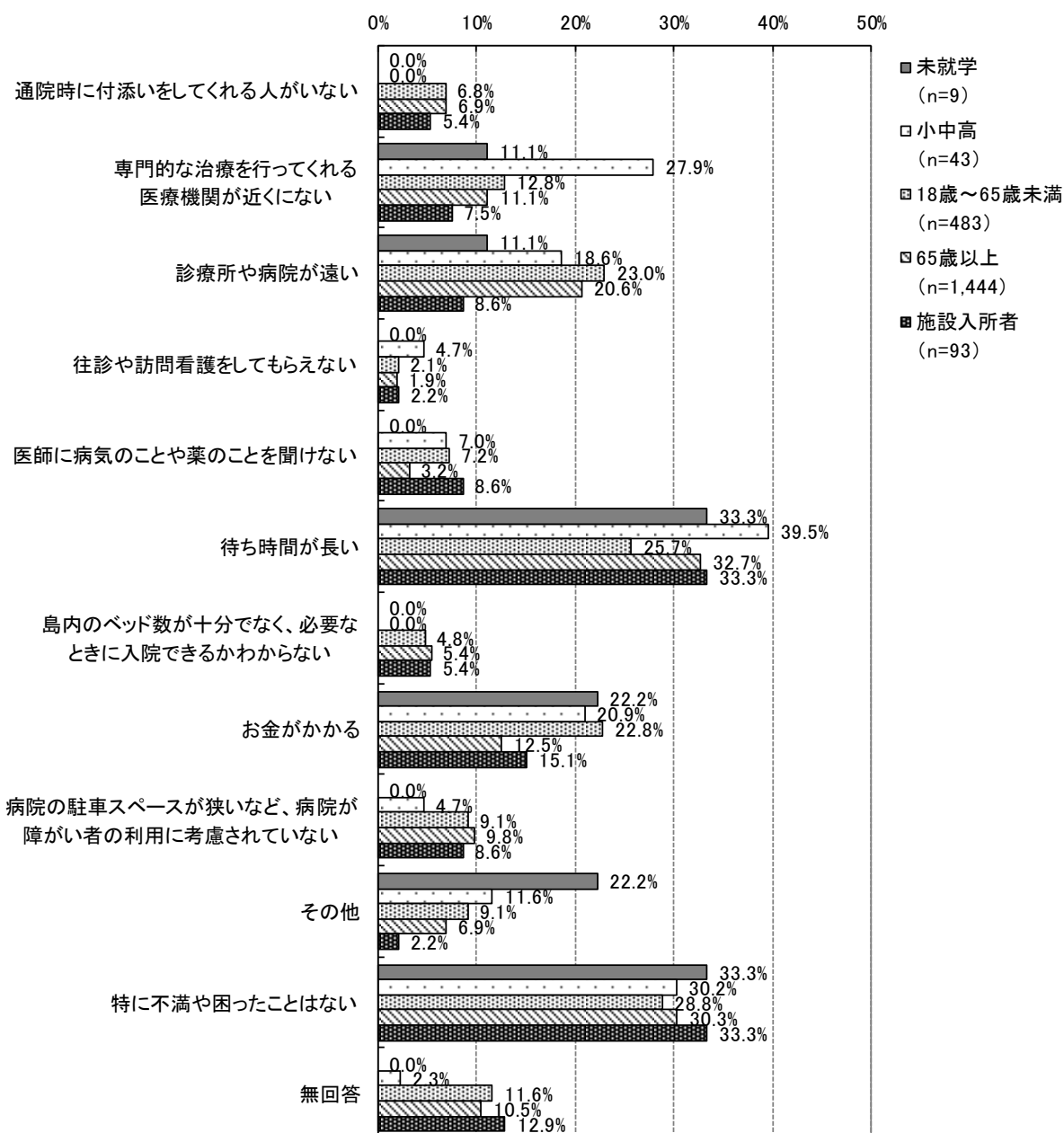
図表2-17 介助者の年齢



③ 医療についての困りごと

医療についての困りごとは、「待ち時間が長い」及び「特に不満や困ったことはない」が2～3割台となっていますが、「小中高」は「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」が27.9%と、他の区分よりも顕著に高くなっています。

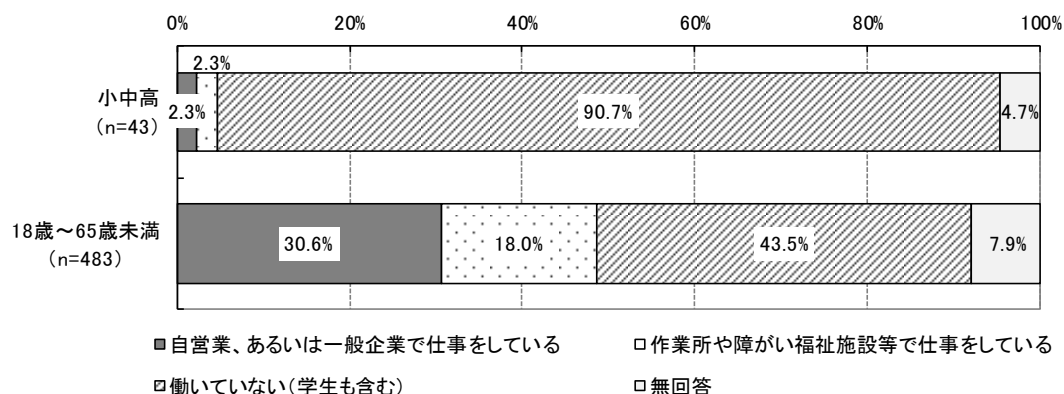
図表2-18 医療についての困りごと



④ 就労状況

就労状況について、「小中高」は「働いていない(学生も含む)」が90.7%となっています。「18歳～65歳未満」は、「働いていない(学生も含む)」が43.5%、「自営業、あるいは一般企業で仕事をしている」が30.6%となっています。

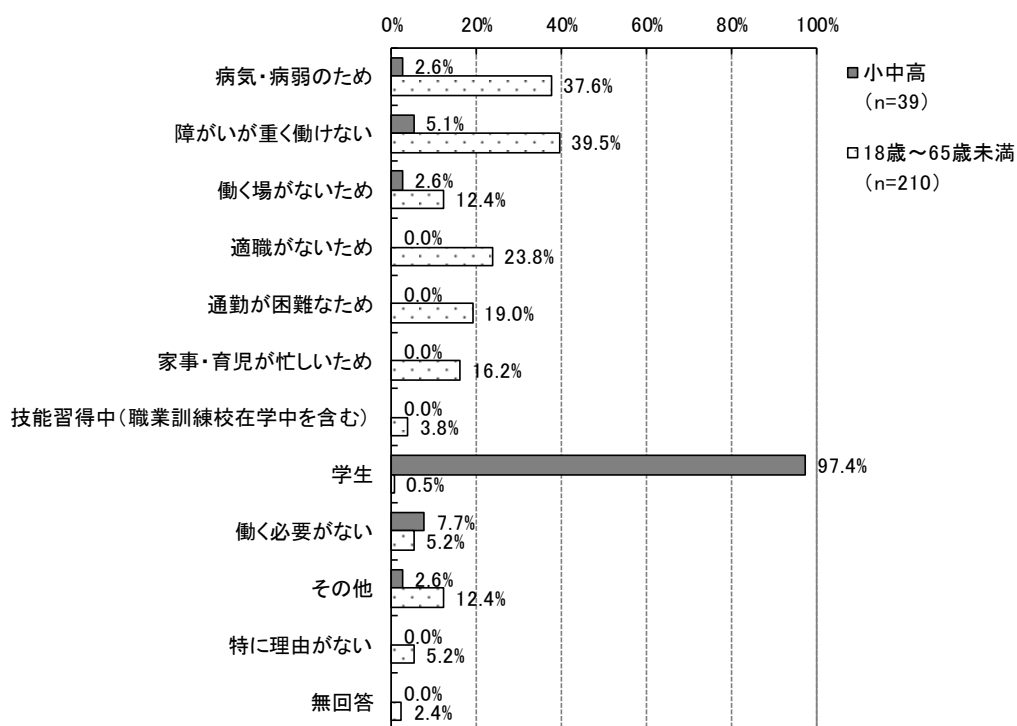
図表2-19 就労状況



⑤ 働いていない理由

働いていない理由について、「小中高」は「学生」が97.4%となっています。「18歳～65歳未満」は、「障がいが高く働けない」が39.5%、「病気・病弱のため」が37.6%となっています。

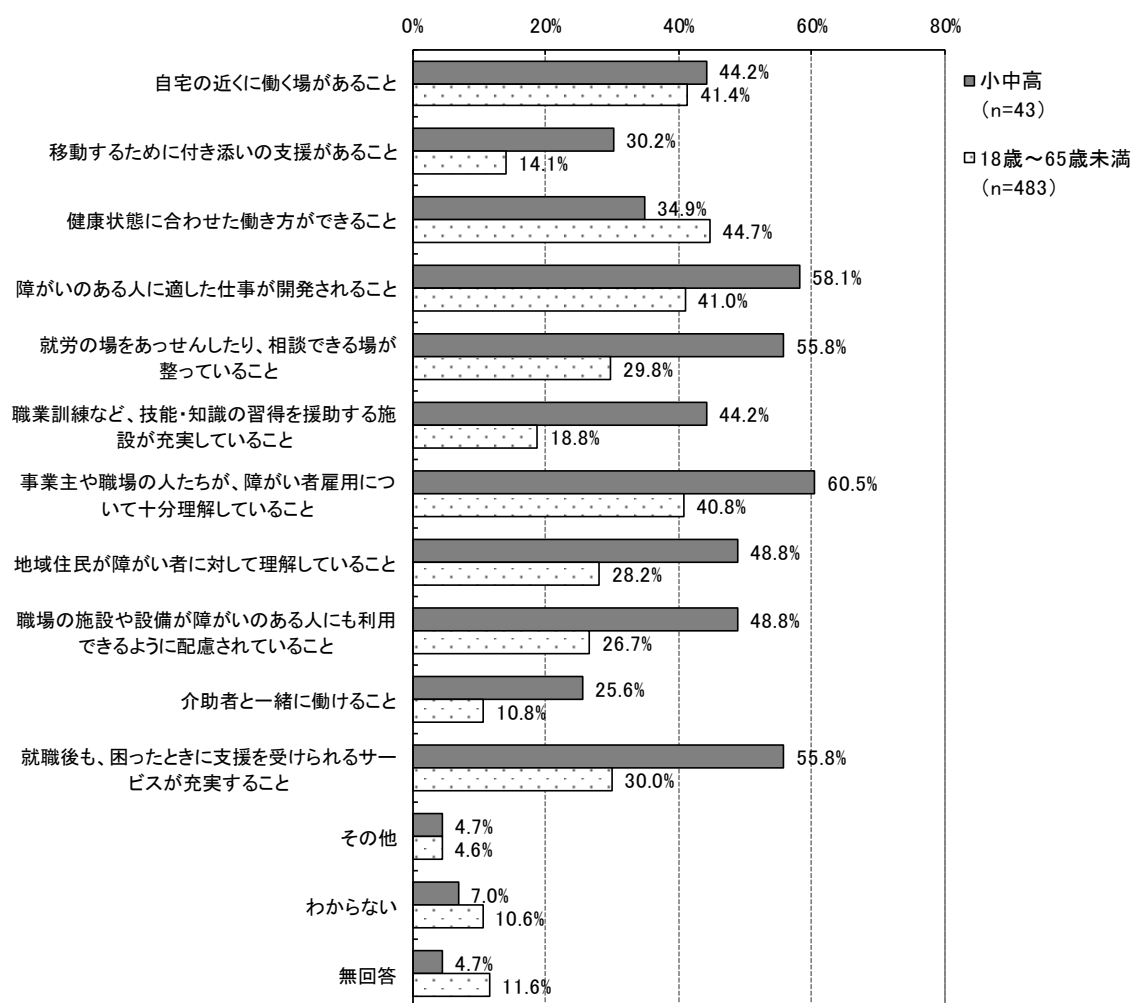
図表2-20 働いていない理由



⑥ 障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことについて、「小中高」は「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が60.5%と最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事が開発されること」が58.1%となっています。「18歳～65歳未満」は、「健康状態に合わせた働き方ができること」が44.7%と最も多く、次いで「自宅の近くに働く場があること」が41.4%となっています。

図表2-21 障がいのある人が働くために必要なこと

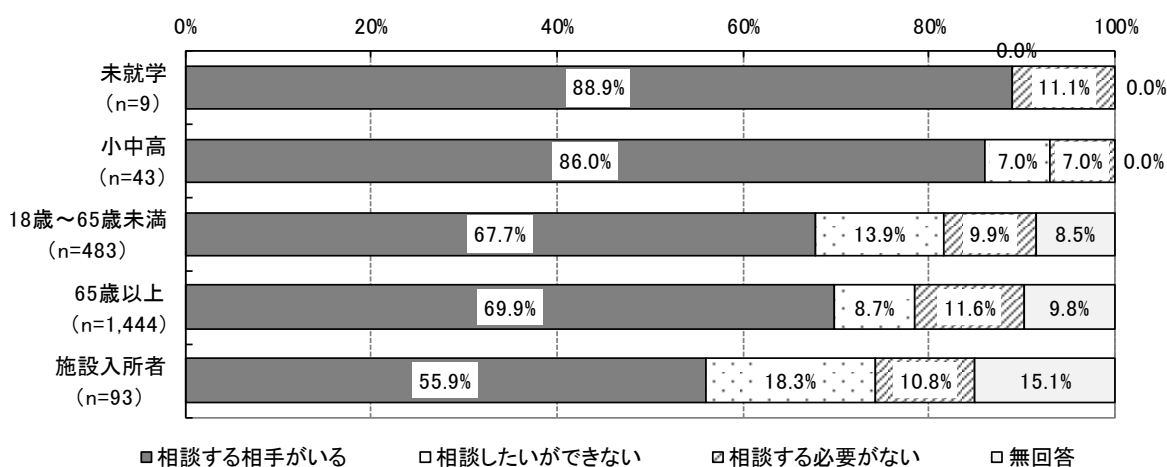


⑦ 悩みごとの相談と相談できない理由

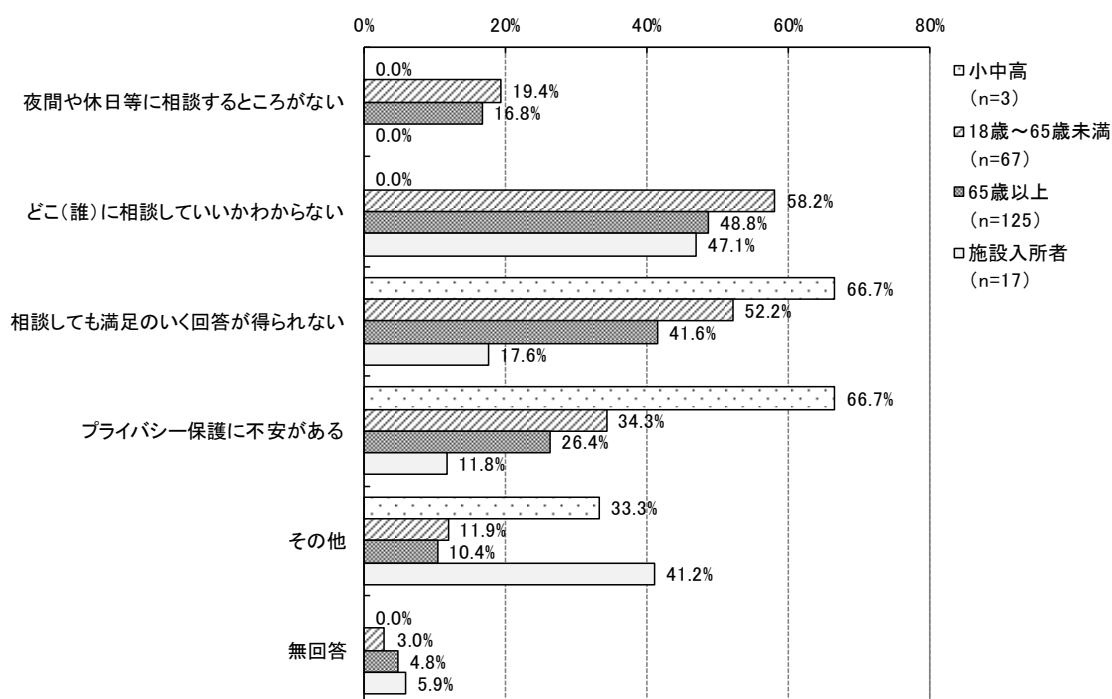
悩みごとの相談について、いずれも「相談する相手がいる」の回答が最も多くなっています。

また、「相談したいができない」と回答した人について、その理由を尋ねたところ、「小中高」は「相談しても満足いく回答が得られない」、「プライバシー保護に不安がある」を、他の区分は「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談しても満足いく回答が得られない」を上位にあげています。

図表2-22 悩みごとの相談



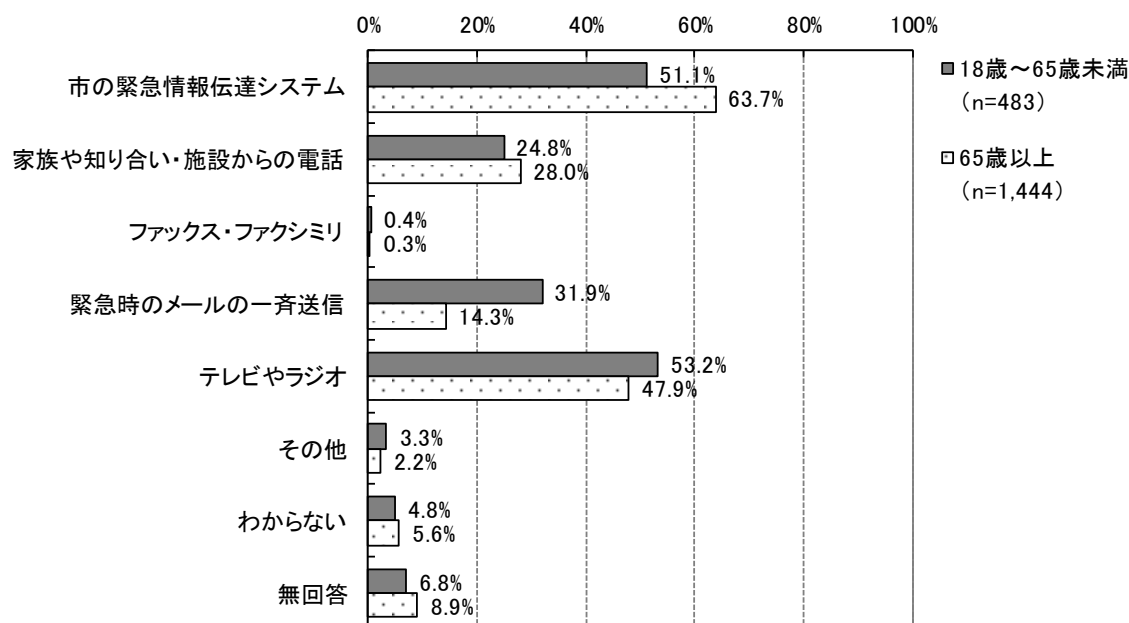
図表2-23 相談できない理由



⑧ 緊急時の通報の入手方法

緊急時の通報の入手方法について、「18歳～65歳未満」は、「テレビやラジオ」が53.2%と最も多く、次いで「市の緊急情報伝達システム」が51.1%となっています。「65歳以上」は「市の緊急情報伝達システム」が63.7%と最も多く、次いで「テレビやラジオ」が47.9%となっています。

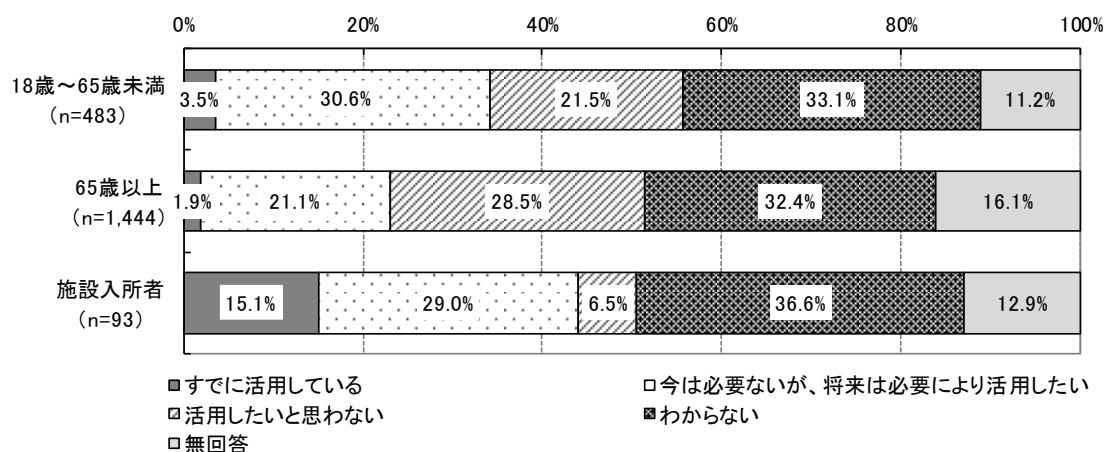
図表2-25 緊急時の通報の入手方法



⑨ 成年後見制度を活用したいと思うか

いずれも「わからない」が最も多くなっていますが、「18歳～65歳未満」及び「施設入所者」は「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」、「65歳以上」は「活用したいと思わない」が第2位に上げられています。

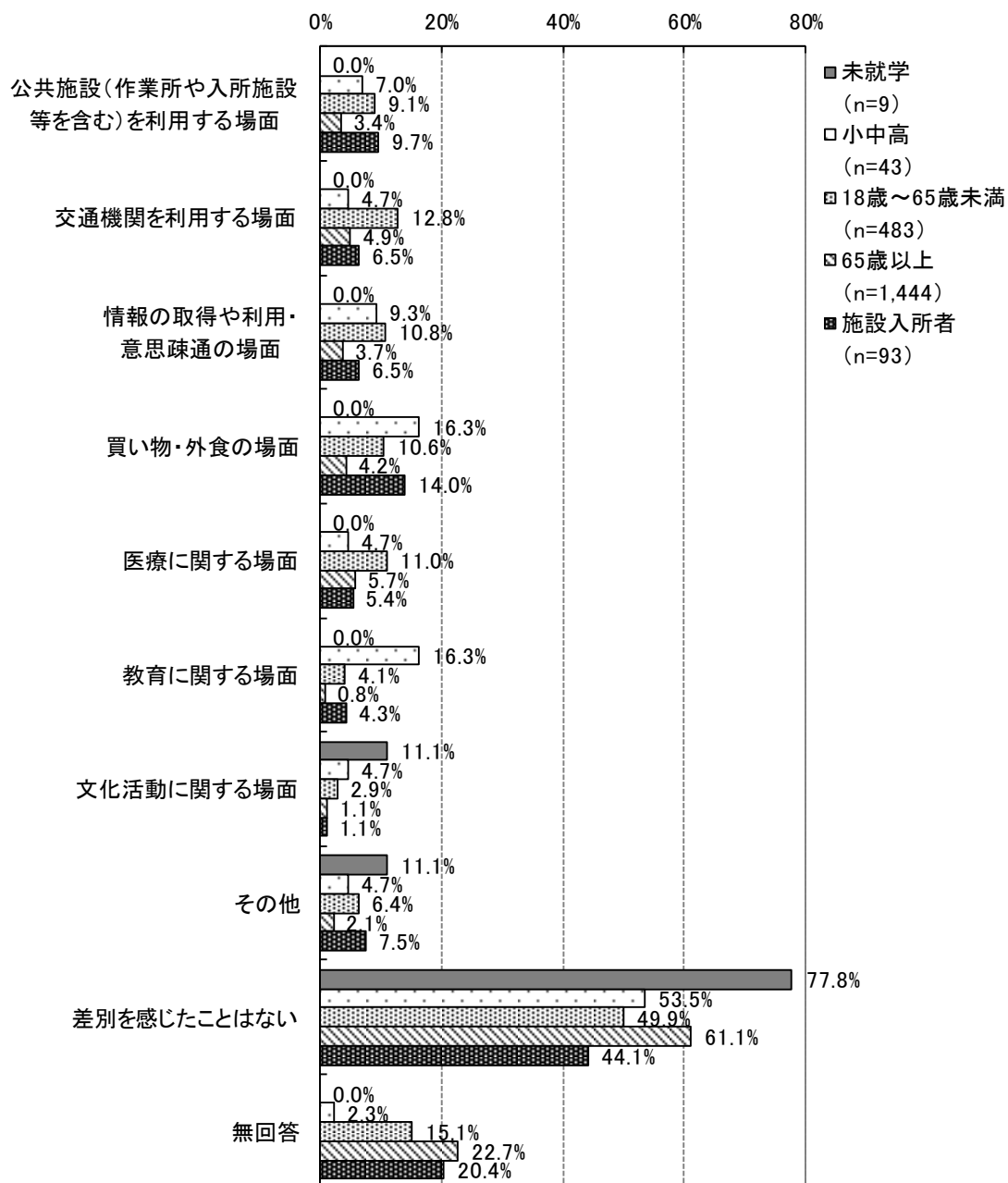
図表2-26 成年後見制度を活用したいと思うか



⑩ 過去3年間、障がいを理由に差別されたと感じた場面

いずれも「差別を感じたことはない」という回答が最も多くなっていますが、「小中高」は「買い物・外食の場面」、「教育に関する場面」が16.3%とやや多くなっています。

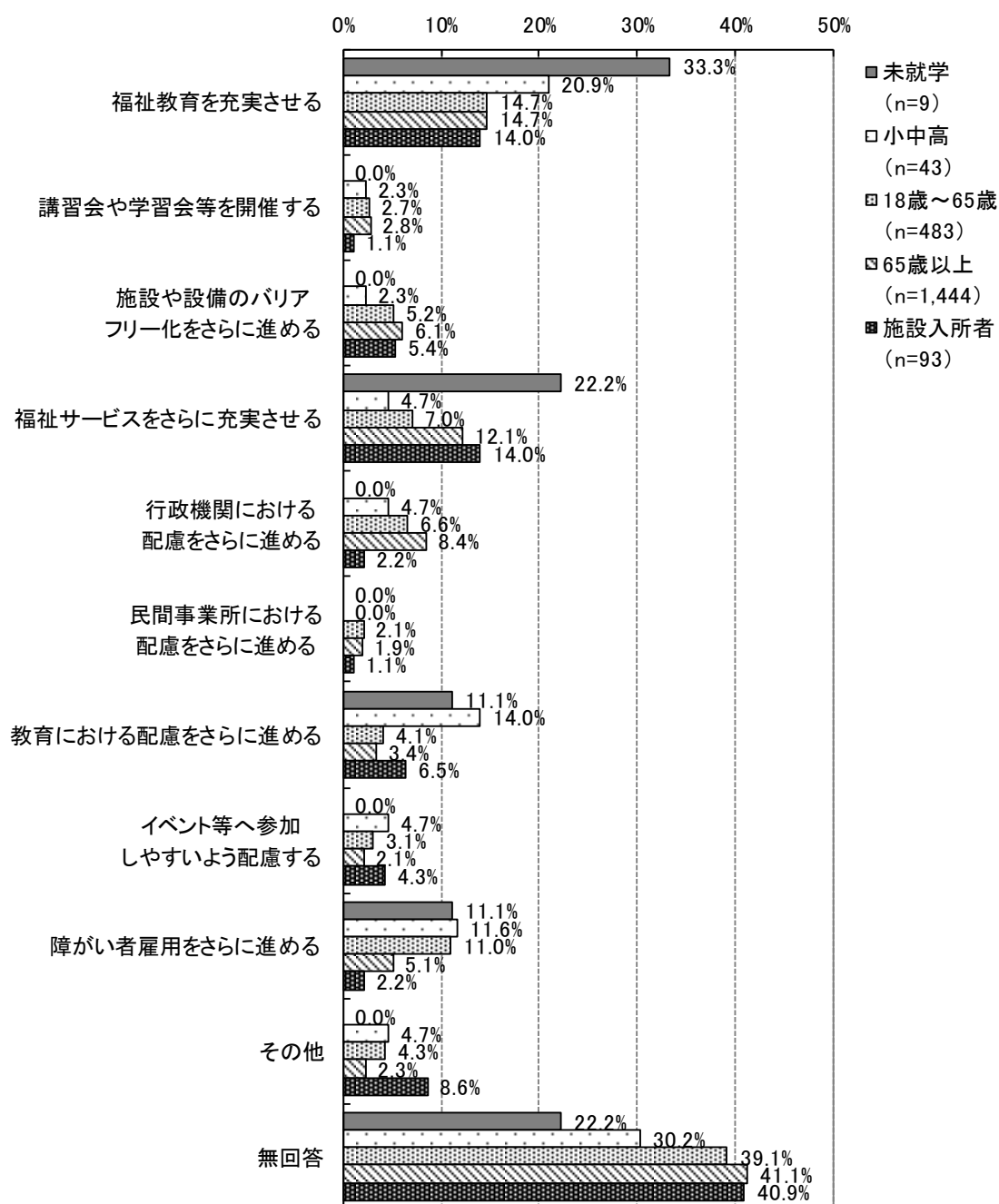
図表2-27 過去3年間、障がいを理由に差別されたと感じた場面



⑪ 障がいのある人への差別を解消するために必要と考えること

障がいのある人への差別を解消するために必要なこととして、「未就学」は「福祉教育を充実させる」、「福祉サービスをさらに充実させる」を上位にあげています。他の区分は「無回答」が多くなっていますが、「小中高」は「福祉教育を充実させる」が20.9%とやや多くなっています。

図表2-28 障がいのある人への差別を解消するために必要と考えること



(2) 個別項目

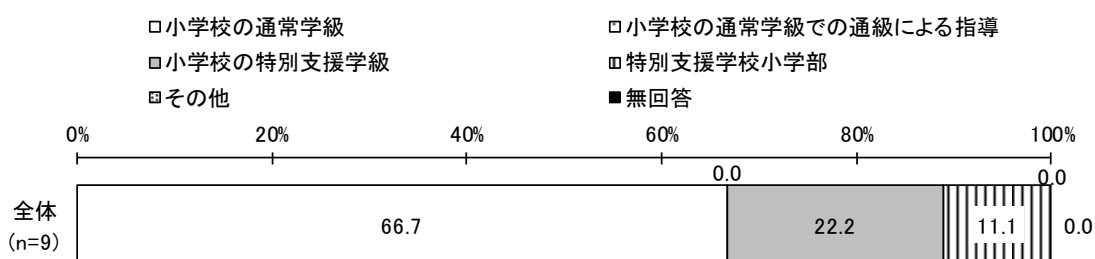
① 未就学児アンケート

希望する就学先とその理由

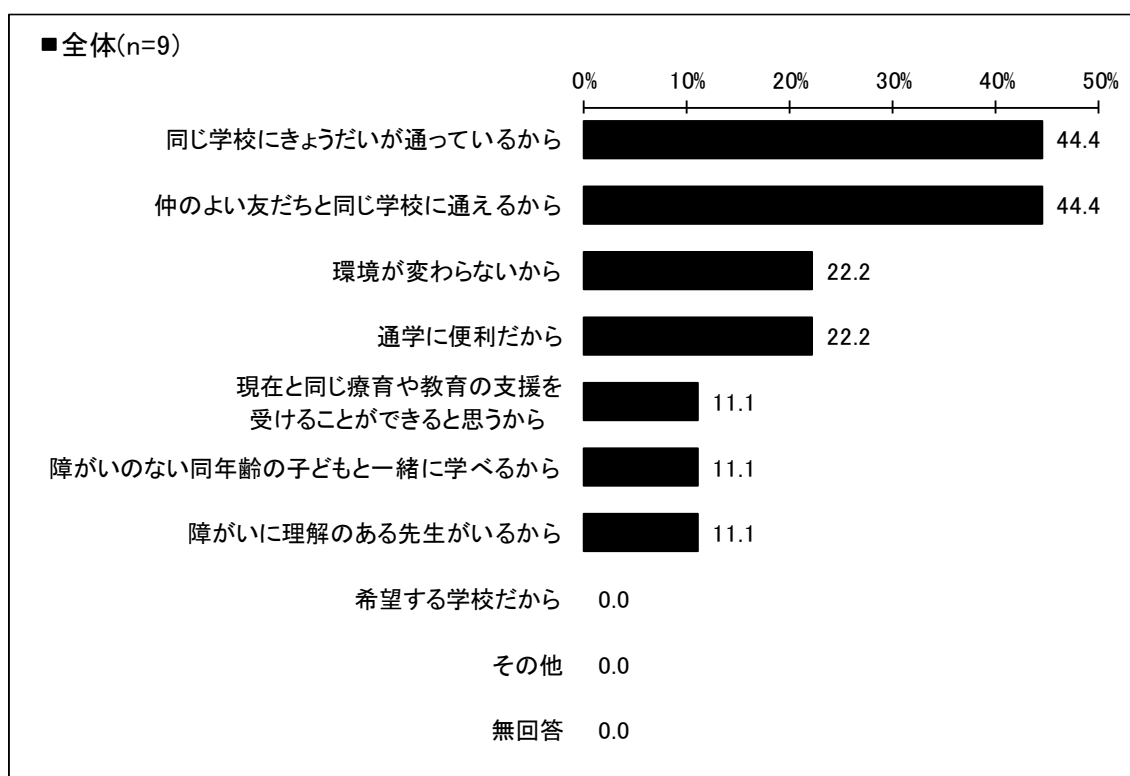
希望する就学先については、「小学校の通常学級」が66.6%と最も多くなっています。

その理由として「同じ学校にきょうだいが通っているから」、「仲のよい友だちと同じ学校に通えるから」が44.4%となっています。

図表2-29 希望する就学先



図表2-30 その理由

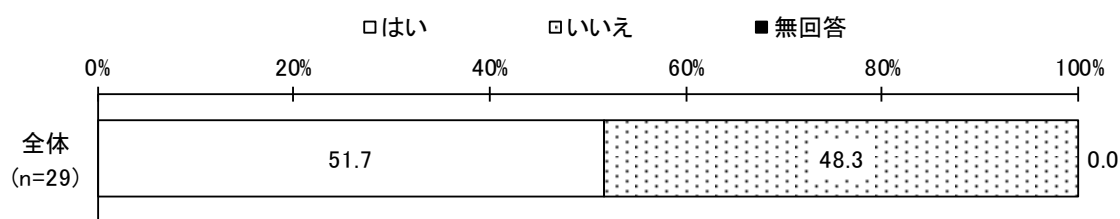


② 小・中・高校生等(18歳未満)アンケート

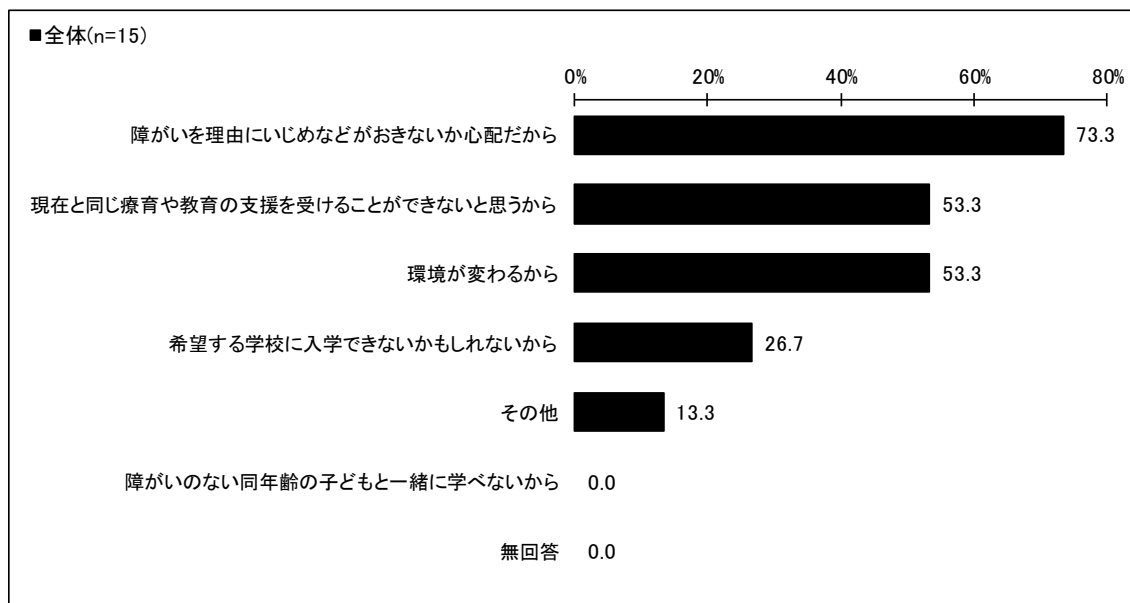
就学先を選択する上での悩みごとの有無と悩んでいる理由

就学先を選択する上での悩みごとの有無について、「はい」が51.7%となっています。就学先を選択する上で悩んでいる理由は「障がいや理由にいじめなどがおきないか心配だから」が73.3%、「現在と同じ療育や教育の支援を受けることができないと思うから」、「環境が変わるから」が53.3%となっています。

図表2-31 就学先を選択する上での悩みごとの有無



図表2-32 悩んでいる理由

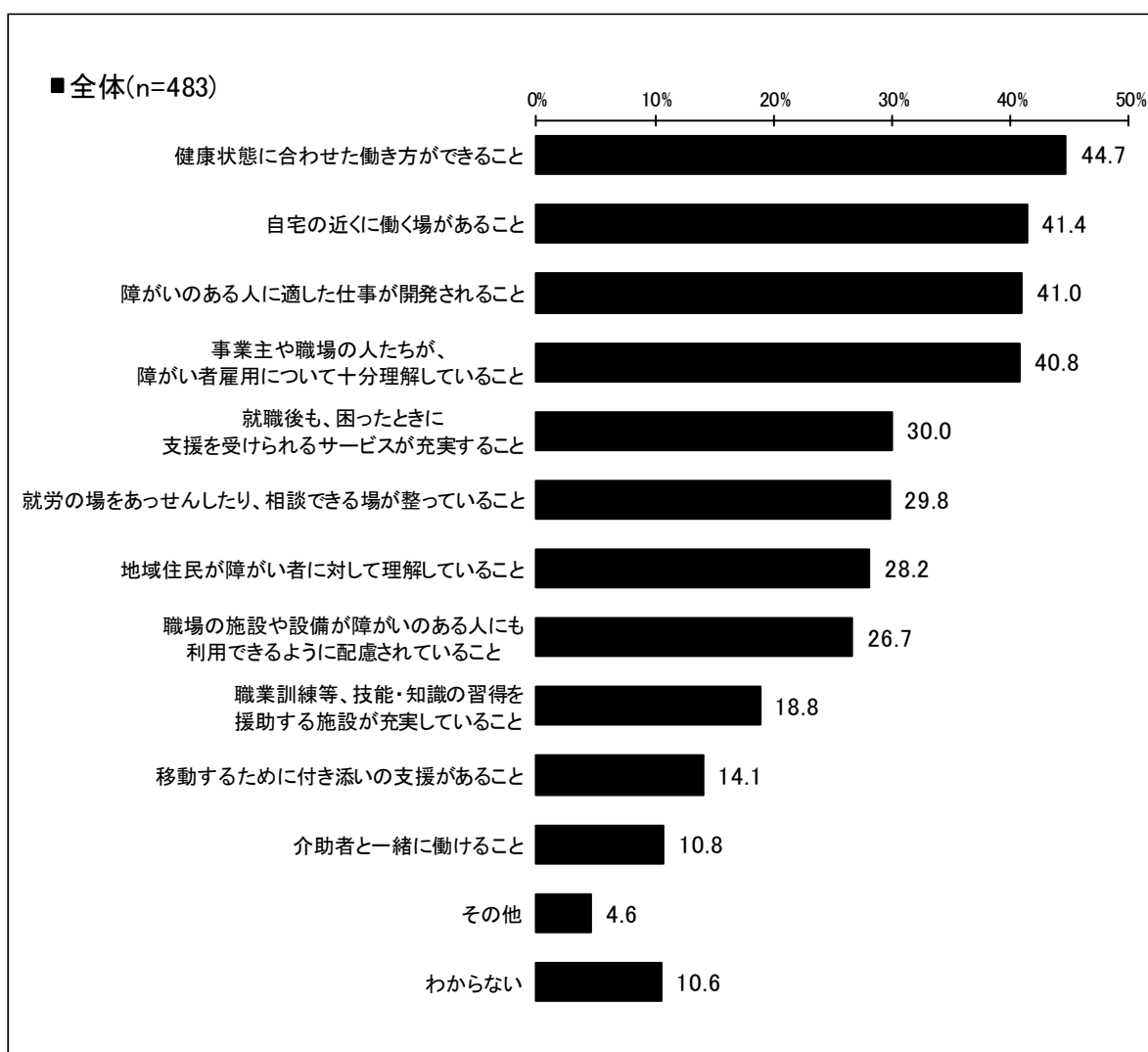


③ 18歳以上 65歳未満アンケート

障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」が44.7%で最も高く、次いで「自宅の近くに働く場があること」(41.4%)、「障がいのある人に適した仕事が開発されること」(41.0%)、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」(40.8%)、「就職後も、困ったときに支援を受けられるサービスが充実すること」(30.0%)等の順となっています。

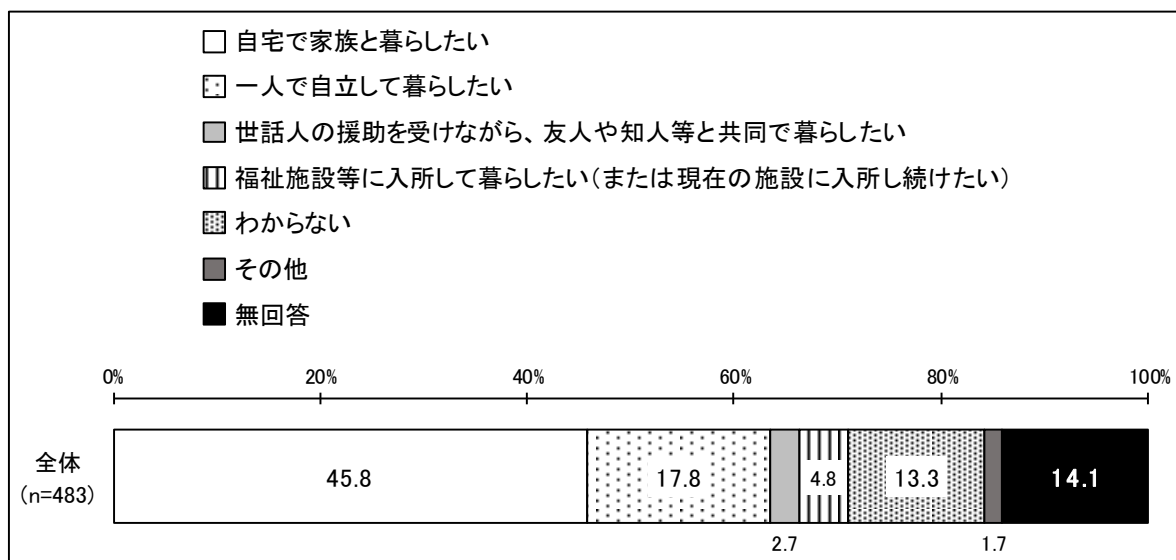
図表2-33 障がいのある人が働くために必要なこと



将来希望する生活

将来希望する生活については、「自宅で家族と暮らしたい」が45.8%で最も高く、次いで「一人で自立して暮らしたい」(17.8%)、「わからない」(13.3%)等の順となっています。

図表2-34 将来希望する生活

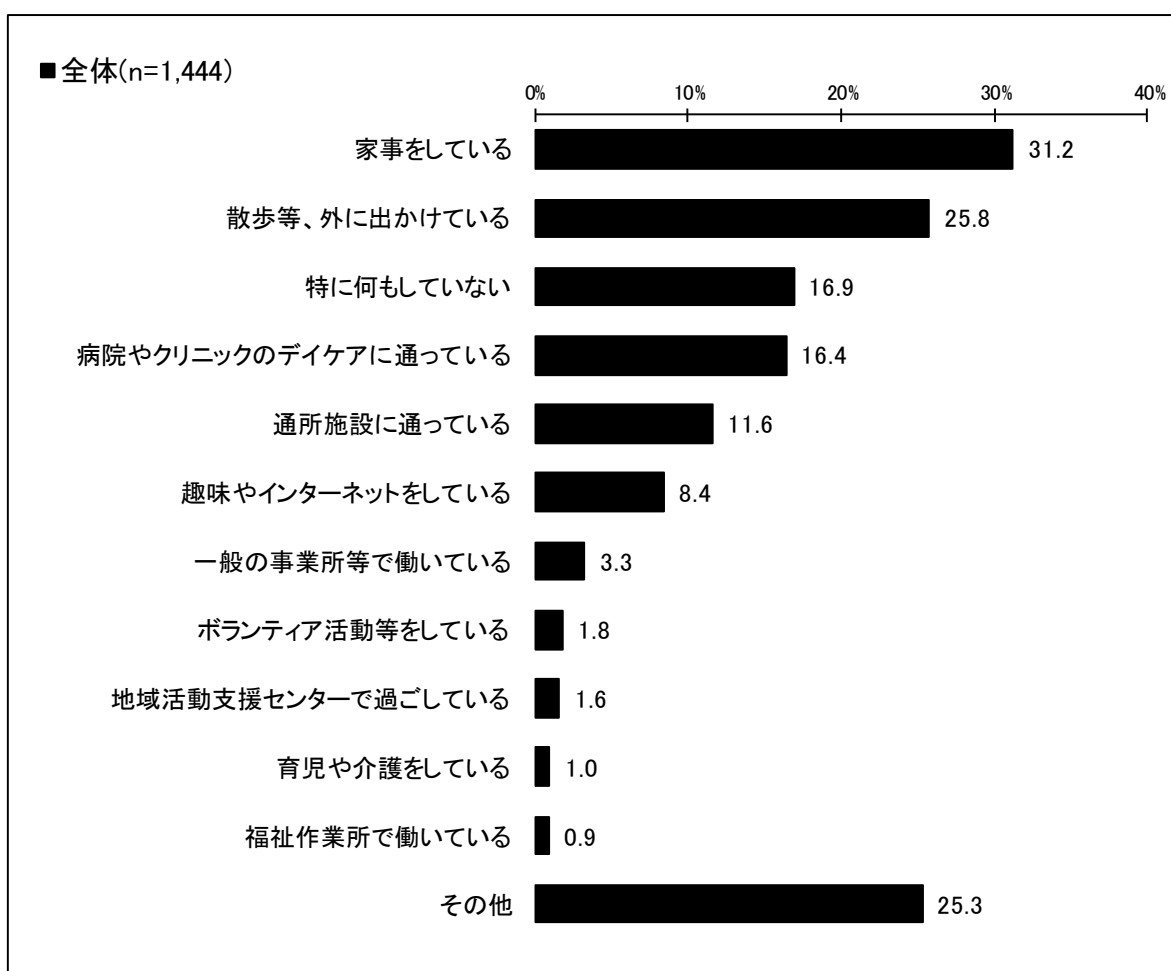


④ 65歳以上アンケート

日中の過ごし方

日中の過ごし方については、「家事をしている」が31.2%で最も高く、次いで「散歩等、外に出かけている」(25.8%)、「特に何もしていない」(16.9%)、「病院やクリニックのデイケアに通っている」(16.4%)、「通所施設に通っている」(11.6%)等の順となっています。

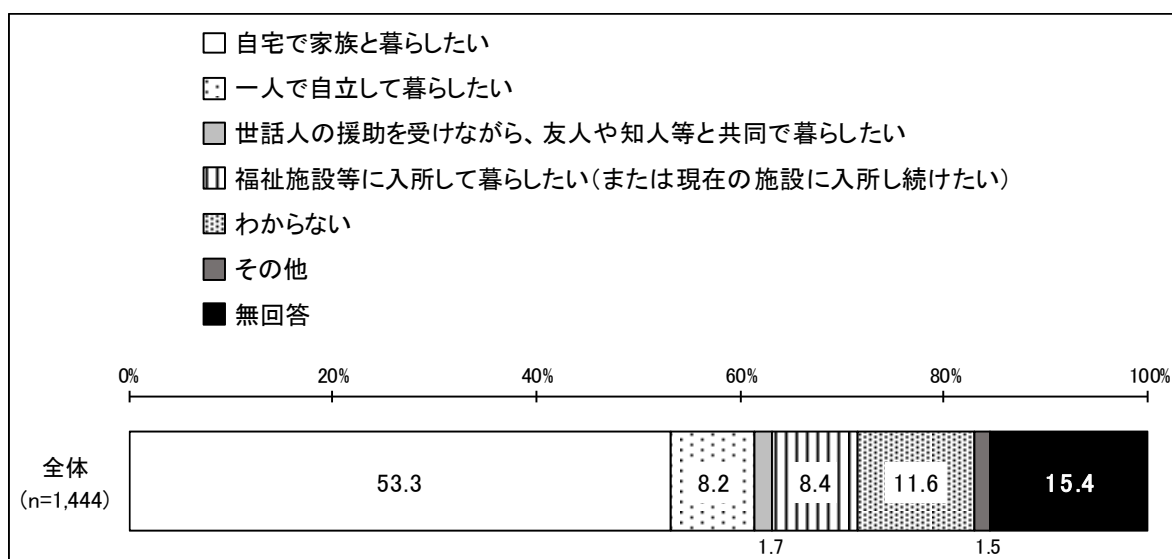
図表2-35 日中の過ごし方



将来希望する生活

将来希望する生活については、「自宅で家族と暮らしたい」が53.3%で最も高く、次いで「わからない」(11.6%)、「福祉施設等に入所して暮らしたい(または現在の施設に入所し続けたい)」(8.4%)、「一人で自立して暮らしたい」(8.2%)等の順となっています。

図表2-36 将来希望する生活

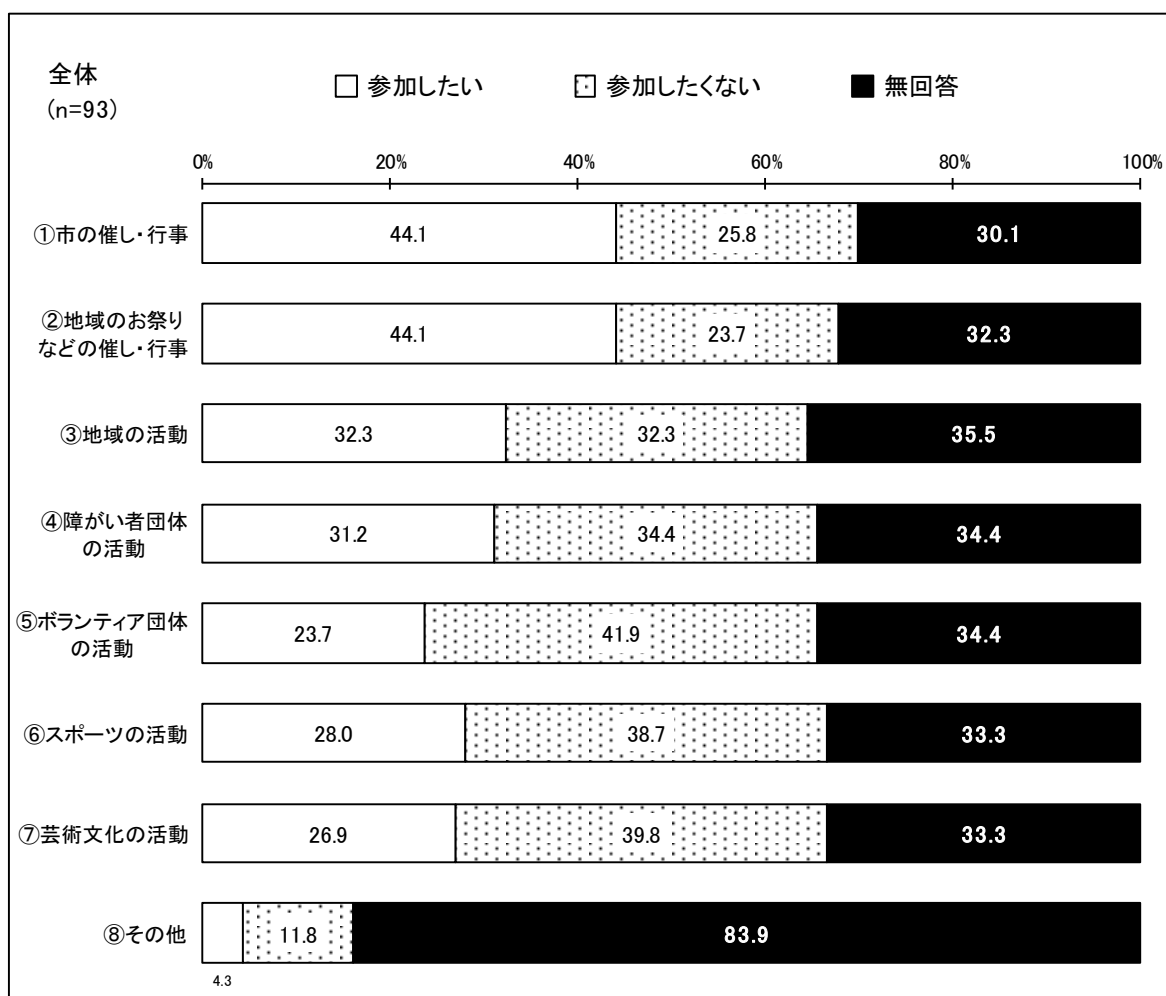


⑤ 県内障害者施設入所者アンケート

参加したことがある地域活動や行事（②今後の参加意向）

地域活動や行事への今後の参加意向については、①市の催し・行事、②地域のお祭りなどの催し・行事では「参加したい」が「参加したくない」を上回りますが、それ以外の項目では概ね「参加したくない」が「参加したい」を上回ります。

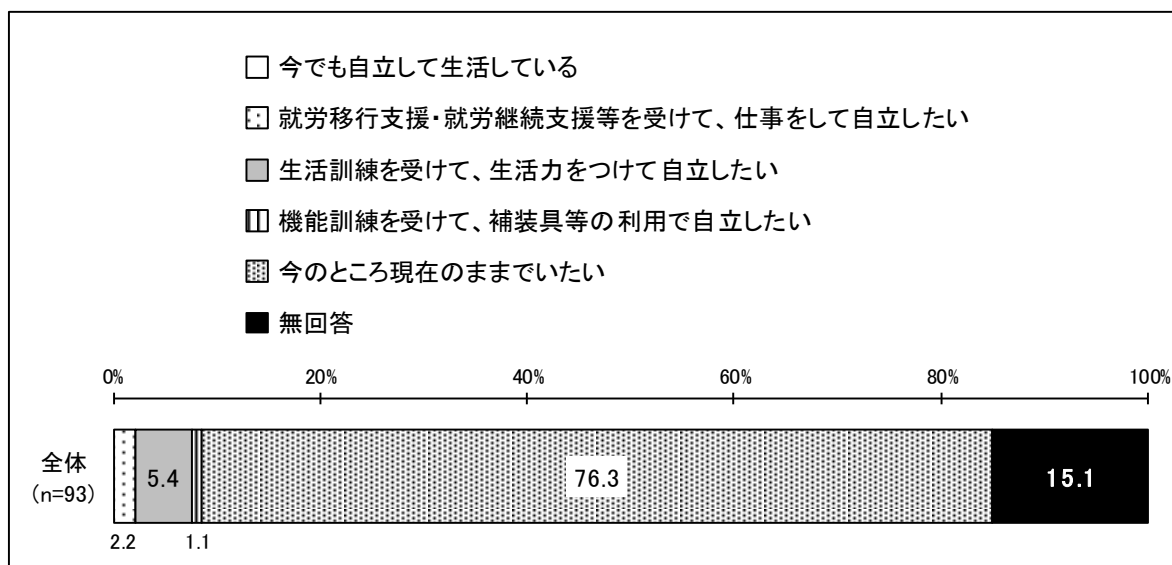
図表2-37 参加したことがある地域活動や行事（②今後の参加意向）



今後の社会復帰の目指し方

今後の社会復帰の目指し方については、「今のところ現在のまま（施設入所）でいたい」が76.3%で最も高く、次いで「生活訓練を受けて、生活力をつけて自立したい」（5.4%）等の順となっています。

図表2-38 今後の社会復帰の目指し方



第3章 計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉をめぐる課題

第3次障がい者計画で取り組むべき課題は、以下のとおりとなります。

1 就労支援への取り組みの強化

障がい者就業・生活支援センターはじめ、関係各機関の連携と協力により、障がい者雇用の促進を図っていますが、障がい者が企業等における一般就労へ移行する事例は、いまだ多くないのが実情であります。企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を推進するとともに、一般就労が困難な者、さまざまな理由によって外出が困難である人に対し、短時間等の就労形態の開拓や障がい特性に応じて十分に能力が発揮する就労の場が必要です。就労の場があることは、障がい者にとって生きがいにもつながることから、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク佐渡と連携し、就労に必要な技術修得機会の提供等の支援を行い、障がい者の就労環境を整備することが必要です。

2 障がいのある人とともに暮らす共生社会の実現

障害者差別解消法の施行をはじめ、障がい者に関する各種法制度の整備がなされ、適切な合理的配慮のもとに、障がい者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、社会的障壁が除去・改善される必要があります。また、障がいに対する適切な理解をすすめ、偏見や差別をなくし、地域社会において、市民と共生することを妨げられることのないよう、すべての人の基本的人権が尊重され、障がいのある人が地域で安心して自立生活を送れる地域社会の実現が求められています。

3 ライフステージ各段階における総合的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健・医療、福祉サービス、教育、生活環境、雇用・就労、文化・スポーツ活動など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供

につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的、総合的な施策の展開が求められます。

4 地域での生活が続けられる仕組みづくり

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、基本的理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が掲げられています。特に本市では、「地域生活への移行」に関し、施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院されている精神障がい者の地域移行への環境整備が喫緊の課題です。また、本市は人口の減少とともに、障がいのある人を介護する家族等の高齢化が進んでおり、親亡き後の障がい者の支援も課題であり、成年後見制度の利用促進や障がい福祉サービス等の充実が求められます。適切な福祉サービスがいつでも受けられるよう、地域の人材を活用しながら、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活を実現できる仕組みづくりのため、関係機関がさらに連携を強化していく必要があります。

第2節 基本理念

「第2次佐渡市障がい者計画」では、「健やか」「思いやり」「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、基本理念に「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を掲げ、諸施策の推進を図ってきました。

「第3次佐渡市障がい者計画」においてもこれを踏襲し、これまでの施策をさらに充実し、推進することとします。

基本理念

障がい者の健やかな生活と自立を、
思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり

第3節 基本目標

基本理念「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を実現するためのより具体的な目標として、また、分野別施策に対して共通的・横断的な方向性を示す目標として、次の基本目標を設定します。

基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

障がい者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、尊厳が保持され、権利が守られるよう、障がいに対する理解の促進と啓発に努めます。

基本目標2：共生のために連携・協働するまち 佐渡

佐渡市が離島であり、社会資源が限られる中で支え合いと共生が今後さらに重要とされる視点です。障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会を実現します。そのためさまざまな分野で市、市民、事業者ほか、関係する全ての人が連携・協働して、障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境と仕組みを構築します。

基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく、継続的に受けることができる体制を整備します。

第4節 主要施策

1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

障がい者が原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、よりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図ります。

4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

5 保健・医療の推進

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健・医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

7 雇用・就労の支援と所得保障

雇用・就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、短時間でも外出ができるような就労の場等が提供できるように、関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

8 教育・育成

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。

学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

9 社会活動への参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

第5節 施策の体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次頁のとおりとなります。

■施策体系

基本理念 障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり

基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

基本目標2：共生のために連携・協働するまち 佐渡

基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

主要施策1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

- ① 移動・交通手段の充実
- ② バリアフリーの島(まち)づくり
- ③ 防災対策
- ④ 地域の安全対策

主要施策2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② コミュニケーション支援の充実

主要施策3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 虐待の防止と権利擁護の推進

主要施策4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

- ① 相談支援体制の充実
- ② 地域生活への移行
- ③ 生活安定施策の推進
- ④ 障がい者団体、保護者団体等への支援
- ⑤ 障がい福祉サービスの充実
- ⑥ 福祉サービスの評価と質の確保
- ⑦ 専門職の養成・確保

主要施策5 保健・医療の推進

- ① 障がいの予防対策の充実
- ② 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
- ③ 保健・医療・リハビリテーションの充実
- ④ 難病・発達障がいへの支援
- ⑤ 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、地域移行の促進及び医療における適正手続きの継続

主要施策6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

- ① 理解・啓発活動の推進
- ② 福祉教育等の促進
- ③ ボランティア活動やNPO活動の支援
- ④ 選挙と政策決定への参加

主要施策7 雇用・就労の支援と所得保障

- ① 雇用の拡大
- ② 就労環境の整備
- ③ 所得保障・工賃水準の引き上げ

主要施策8 教育・育成

- ① 一貫した相談支援体制の整備
- ② 学校教育の充実
- ③ 支援体制の充実

主要施策9 社会活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加促進
- ② スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
- ③ 交流・ふれあいの拡充

第4章 基本計画

第1節 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

【現状と課題】

建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化などを進め、安全で快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりにつながり、地域や家庭で住み続けていくためには、重要なこととなります。快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特性に対応した情報提供を広めていくことが必要です。また、障がい者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。

地域との連携の重要性や災害時のコーディネート等の人材育成など、避難行動に支援を要する障がい者とその家族が安心できる災害時の具体策を検討していくことが求められています。

【方向性】

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

1 移動・交通手段の充実

障がい者の移動の円滑化を図り、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境を整備して、障がい者の生活の質（QOL）が向上するよう、毎日の外出・行動の支援を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①公共交通等の充実	・障がいのある人の日常生活、就労や趣味、余暇活動などの社会参加を促進するため、福祉有償運送等自家用有償旅客運送による輸送サービスを確保するとともに、路線バス、航路における障がい者割引の拡充を図るなど、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
②福祉タクシー利用料金助成	・重度障がいのある人が移動するのに、有効な手段としての福祉タクシー料金助成券を交付します。
③障がい者自動車運転免許取得費助成事業	・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成を行います。
④身体障がい者自動車改造費助成事業	・一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に必要な費用の助成を行い、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

2 バリアフリーの島（まち）づくり

障がい者が安心して生活を送るためには、身近な生活環境において、障がい者の日常生活や活動を阻害する物理的なバリア（障壁）が解消されることが必要です。障がい者にやさしい島（まち）づくりのために、道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる、障がい者の利用に配慮された環境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。 公共施設の新設及び改修等に当たっては、バリアフリー化を推進していますが、今後とも、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、より利用しやすい施設となるよう検討します。
②安全で快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡総合病院周辺整備などをはじめ、道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりをします。また、看板や駐輪など路上障がい物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について、市民意識の啓発を行います。
③公園・公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園や観光施設、道路、公共施設等の整備、改修に当たって、バリアフリー化を推進します。 多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等市施設の改善、整備を行い障がいのある人にやさしい島（まち）づくりを進めます。
④交通機関のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> バス路線や航路、空路などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点から関係機関と連携し、路線バスの低床化や福祉タクシー車両の確保を図り、交通機関のバリアフリー化を更に推進します。
⑤民間建築物の整備改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑥新潟県おもいやり駐車場制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県おもいやり駐車場制度に基づき、市関連施設等における障がい者等用駐車スペースの整備や案内板設置を進めます。また、新潟県と協力し、市内でのおもいやり駐車場協力施設が増えるよう制度の普及に努めます。

3 防災対策

災害時においては、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導體制の整備や避難所などにおける支援体制を整備し、市全体で防災対策を進めていく必要があります。自力避難の困難な障がい者の把握をはじめ、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進し、併せて災害時要援護者台帳の整備や活用について検討していきます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①避難誘導體制の整備	・市地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対し、自主防災組織及び町内会長と協力して、近隣住民の共助意識向上に努め、避難誘導體制について検討し、個別計画の作成を推進します。
②広域避難所（福祉避難所）の整備検討	・障がい者などの避難行動要支援者の災害時の収容を想定して、指定避難所（福祉的避難所）における収容方法について検討を行うとともに、障がい者の避難を想定した備品、用具等の備蓄などに努めます。また、避難所等への手話奉仕員の派遣を行います。
③障がい者など災害時要援護者対策の推進	・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の個別計画の作成を推進します。
④緊急通信システムの充実	・聴覚・言語機能障がいのある人のために、ファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。
⑤地域ぐるみの防災体制の整備	・地域の自主防災組織を中心に、高齢者や障がいのある人が安全で安心して、暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
⑥避難行動要支援者名簿の整備と活用	・避難行動要支援者を登載した名簿を更新するとともに、名簿を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう、誰が誰をどのように助けるのか、各自主防災組織及び町内会長などとも協議し、個別計画の作成を推進します。
⑦冬季における除雪対策	・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を行います。

4 地域の安全対策

近年、特殊な手口の詐欺などの犯罪が多発しており、障がい者が悪質商法等による消費者被害に遭うケースが見受けられることから、障がい者やその家族に対して、被害事例についての周知を行い、被害を未然に防ぐことが必要となります。また、障がい者や高齢者などの安全のために、交通安全対策が大きな役割を果たしています。

地域の安全の確保のため、地域自治会や安全安心まちづくり協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。また、障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全な島（まち）づくりを進めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①地域防犯体制の確立	・地域における障がいのある人を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
②消費者被害の防止	・消費者被害の未然防止に向けた出前講座を実施するなど、障がい者が被害に遭わないよう啓発活動を積極的に行い、悪質商法に巻き込まれないよう関係機関と連携し、正しい情報の提供に努めます。 ・障がい者施設に対して、定期的に消費者トラブルの情報を提供することにより、障がい者が被害に遭わないよう見守りの体制の強化を図ります。
③交通安全対策	・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなど、対策の更なる強化を図ります。

第2節 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいにかかわらず、必要なときに福祉制度や生活に関するさまざまな情報入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

【方向性】

障がいが原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、よりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

1 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し、伝達できるようにするとともに、広報などの既存の情報提供手段やIT（情報技術）などを有効活用した情報バリアフリー化を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化等について、検討を進めます。・障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい福祉の案内」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
②障がいのある人のためのホームページ等の充実	<ul style="list-style-type: none">・制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めるとともに、SNSを活用した情報提供を検討します。
③パソコン教室	<ul style="list-style-type: none">・誰でも情報取得が簡単にできるよう、公民館活動でパソコン教室を開催します。

2 コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図り、意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるよう努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	・聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成を関係機関と連携して行います。
②手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣	・佐渡市コミュニケーション支援事業の周知に努め、事業の充実を図ります。また、聴覚障がい者が参加する事業等に、手話奉仕員等を派遣するよう周知に努めます。
③福祉用具の給付	・障がいのある人が、容易に情報を得られるよう福祉用具の適正な給付を継続します。

第3節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

【現状と課題】

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年5月には、認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた、法の整備が進められています。

本市でも、障がいのある人に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための総合的な施策をさらに、推進する必要があります。

【方向性】

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図ります。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者も市民の一人として、平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりに取り組むとともに、障がい者の差別解消に向けた周知活動をさらに推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者差別解消への対応	<ul style="list-style-type: none">市民に対して、障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。市職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領に基づき、合理的配慮を推進します。
②合理的配慮の提供などに関する啓発	<ul style="list-style-type: none">地域における合理的配慮の提供や障がい者に対する身近な差別の解消を促進するため、市民や事業主等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発を行います。

2 虐待の防止と権利擁護の推進

関係機関と連携し虐待防止の啓発を充実させ、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。また、成年後見制度その他の権利擁護のための取り組みについて、より実効的なものとなるよう検討し、必要な措置を講じます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、福祉施設職員や市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。
②虐待等への的確な対応のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の虐待事例に対応する機関である「虐待防止センター」における、虐待を受けた障がい者の保護や支援等を充実し、障がい者等に対し、相談窓口を十分に知ってもらうため、啓発活動に取り組むとともに、虐待事例の通報や相談に対して迅速な対応を行います。 虐待の未然防止等に対する方策をより充実したものとし、地域自立支援協議会を通じて、各関係機関のネットワークを活用し、啓発の推進に取り組みます。
③相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 法務の専門家等関係機関との連携により、人権に関する相談体制の強化を図ります。
④障がい者に対する権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分な障がい者が、地域で安心した生活が送れるように日常的相談や援助、金銭管理が行えるよう社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知・普及を図ります。
⑤成年後見制度普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を保護するために地域自立支援協議会権利擁護部会を活用し、成年後見センターをはじめ、関係機関と連携するとともに、成年後見制度利用の促進を図ります。
⑥成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が困難であること等の理由で、利用が進まない者に対して支援するとともに、制度等の周知に努めます。

第4節 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

【現状と課題】

障がい者のためのさまざまな制度改革が行われ、市内の障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に努めてきましたが、障がい者及び家族等の高齢化、障がい者の重度及び多様化が進んできており、今後の対応が課題となっています。また、サービスを支える障がい福祉サービス事業所において、人材の確保及びサービスの質の向上が課題となっており、制度の動向等も踏まえつつ、サービス基盤の確保や質の向上に資する対応について、検討していく必要があります。併せて、自立支援給付と介護保険給付の適用関係について、当該給付調整規定に基づき、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は原則、介護保険給付を優先して受けることとなりますが現状、障がい者が障がい福祉サービスを必要とする理由は多様であることから、介護保険サービスへの移行が課題となっており今後、介護保険サービスへの円滑な移行について、検討していく必要があります。また、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすための環境など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。そのほか、多岐にわたる相談窓口がある中で障がい者、家族等の市民に対して、よりわかりやすい窓口の案内を提供できるよう検討していく必要があります。

【方向性】

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことのできるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

1 相談支援体制の充実

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるよう、さまざまな相談に適切に対応できるようにするには、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら総合的、かつ、効果的なサービス基盤を整備します。

また、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外のさまざまなサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁に「佐渡市障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。同センターは、総合相談窓口として幅広い相談に対応し、適切な関係機関等につなぐ役割もあることから、障がい者及び家族等、市民に対し、更なる周知を図るとともに、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。さらに、福祉施設についても地域の身近な相談窓口として連携を図り、支援を行います。 ・障がいのある人の生活全般や施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談員を配置します。 ・精神障がいのある人の相談にも対応できるように、精神保健福祉士等による相談体制の充実を図ります。
②相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。 ・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを行い、サービス等利用計画の作成を行います。また、関係事業所と連携し、必要な人材の確保・育成に努めます。
③組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう、制度を知らない障がい者及び家族等に対し、適切な説明を行い、サービスの提供量の確保及び質の向上に努めます。
④見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会など、関係機関と地域のボランティア等が協力した地域ぐるみの見守り活動等を促進し、連携体制強化を継続します。
⑤民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう定期的な研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。
⑥障がい者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。また、より当事者の立場に立って、親身に相談ができるように、当事者や保護者等の確保推進に努めます。 ・市内10地区に障がい者相談員が配置されるよう努めます。

2 地域生活への移行等

障がい者の地域移行に際し、生活拠点となるグループホーム等の福祉施設を確保するほか、民間借家など確保を図ります。また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となる場合には、必要な支援を行い、地域移行を促進します。加えて、公営住宅への入居など、市の住宅施策との調整の中で障がい者の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。また、自立支援給付（障がい福祉サービス）から介護保険給付（介護保険サービス）への移行を円滑に行えるよう検討を進めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者施設等の充実	・グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の確保に努め、第5期佐渡市障がい福祉計画に目標値を明示します。
②一般住宅の確保の支援	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業に取り組みます。 ・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携、調整を行い、障がいのある人の居住の確保に努めます。
③住宅改修の支援	・障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたって相談の充実と住宅改修費の助成を行います。
④生活支援へのボランティア参加促進	・社会福祉協議会等との連携により、障がい者の通院、買い物などの日常生活を支えるボランティア活動への支援を行うとともに、市民に対し、積極的な参加を呼びかけます。
⑤介護保険と連携	・自立支援給付（障がい福祉サービス）から介護保険給付（介護保険サービス）への円滑な移行を図るため、各関係機関と連携できる仕組みづくりを検討、構築し、移行しても安心した生活が送られるよう対応していきます。

3 生活安定施策の推進

障がい者が自宅や地域で自立して生活するために、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度等の周知及び活用を図り、障がい者の生活の安定・改善に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①重度心身障害者医療費助成	・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標準負担額及び訪問看護療養費を助成します。

施策・事業	施策の概要
②特別障害者手当・障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当を支給します。 ・20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。
③特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、及び心身障がい児を父母にかわって養育（同居、監護、生計維持）をする人に特別児童扶養手当を支給します。
④自立支援医療費助成、精神障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療、精神通院医療等に該当する心身障がい者（児）、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支給を行います。 ・佐渡市精神障害者医療費助成事業を継続して実施します。
⑤心身障害者及び精神障害者通所援護所等通所費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉施設に作業のため通所している人に対して、交通費の一部を助成します。
⑥各種年金制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する障害基礎年金等の公的年金制度について、わかりやすいパンフレット等を用いての周知を図るとともに、必要な支給事務を行います。

4 障がい者団体、保護者団体等への支援

障がい者を抱える家族の負担は、障がい者の状態によっては24時間のケアが必要なため大きな負担となっている方もおり、また、さまざまな悩みを抱えている現状があることから、障がい者団体、保護者団体等の活動に対して支援を継続して行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体の活動が充実するよう継続して支援します。 ・障がい者団体の活動等が活発化するよう支援方法の検討を各障がい者団体事務局等関係機関等と協議します。
②保護者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の家族が一人で悩みを抱えることがないよう、保護者団体等への参加を勧めるとともに、相談支援機関等による総合的な支援体制づくりに努めます。 ・小規模な親の会等との連携を検討するとともに、孤立する恐れのある未入会の保護者に対し、保護者団体への参加を促すよう関係機関と連携し、対応を検討します。

5 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備します。

なお、数値目標等は、「第5期佐渡市障がい福祉計画・第1期佐渡市障がい児福祉計画」によります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。必要に応じて、障がいに合った補装具の交付、修理に係る費用の一部を支給します。
②地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none">障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、必要な整備を進めていきます。

6 福祉サービスの評価と質の確保

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスが提供されるよう、事業者に対する指導、支援を行うとともに、利用者から提起される苦情に対してサービス提供事業者への指導・助言を行うなど、サービスの改善策に取り組み、障がい福祉サービスの更なる質の向上につながる仕組みづくりに努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。苦情相談窓口担当者との連携を図るための会議等の検討を進めます。
②情報開示の適切な運用指導	<ul style="list-style-type: none">開示が義務付けられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
③福祉サービスの評価	<ul style="list-style-type: none">事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。

7 専門職の養成・確保

障がいのある人が持つ悩みや問題は、その障がいの種類や程度、年齢、家族や環境、社会の状況などさまざまな要因により個別性が強く、また、社会保障制度が目まぐるしく変化する中で、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。人材の確保や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向け、地域自立支援協議会において、情報交換など連携体制の構築を図るとともに、地域において、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談・指導が行われるよう、民生委員児童委員の研修等を開催し、関係機関との連携のもと適切な対応を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①社会参加等を支援する人材の養成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話奉仕員等やスポーツ・文化活動等の支援者の養成を検討します。
②福祉に携わる職員の資質の向上	・新潟県等関係機関と連携し、行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
③相談支援専門員の確保	・サービス等利用計画の作成のため、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成・確保に努めます。 ・関係機関と連携し、相談支援専門員勉強会を開催するとともに、専門員の質の向上に努めます。

第5節 保健・医療の推進

【現状と課題】

本市では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がい者一人ひとりの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めるとともに、障がいの要因となる疾病の予防や障がいを早期に発見し、対応できる体制の構築に努めています。

今後も、障がい者や難病患者などが、保健・医療・リハビリテーションなどの適切なサービスの提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努め、また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代の全ての市民の健康づくりを推進していくことが重要です。

【方向性】

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健・医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

1 障がいの予防対策の充実

障がいの発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健指導の充実を図り、食育を含めた市民の健康保持・増進を促進するとともに、市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①事故の防止	<ul style="list-style-type: none">・障がいの原因となる事故を減らすよう、交通安全対策を進めます。また、各事業所に対しても作業現場における安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくりに努めます。・障がい福祉施設においても、作業現場における安全対策の徹底を指導し、事故の起こらない環境整備について関係機関等連携し、検討を進めます。

施策・事業	施策の概要
②ひきこもり対策やうつ の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりやうつ予防として、外出支援や文化活動、交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいを支援します。 ・地域自立支援協議会ひきこもり部会を開催し、各関係機関の役割を明確するとともに、ひきこもりに関する支援団体・機関等の紹介を広く、広報・啓発していきます。
③歯科保健医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要な人には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。 ・関係機関と協力して事業を継続し、歯科治療や健診が受けられる環境づくりに取り組みます。
④相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による「こころの健康相談会」を定期的に開催するほか、保健所の相談員、市の社会福祉士や保健師等が随時相談を受け、適切な支援を行います。
⑤食育と栄養対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて健全な生活を実現し、健康を確保するために食育推進計画に基づき、家庭・地域はもとより、各地域の組織等との連携により、食育を推進します。

2 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、障がい者に関わる保健・医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで、安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、佐渡保健所や県精神保健福祉センター等と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①妊産婦・乳幼児健康診査等の保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診及び幼児健診の受診率の更なる向上を図るとともに、小児科医による診察・指導や保健師による相談により、疾病等の早期発見に努めます。 ・産婦健診の公費負担により、経済的負担を軽減します。
②保育園等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等の入園前の障がいのある乳幼児に対し、安心して保育園等に入園できるよう、保育園等と関係機関が連携し、入園の調整をします。 ・保育園等と関係機関の連携により、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努め、早期の障がい発見に努めます。また、障がいのある幼児等の保育については、対象保育園等に加配保育士等を配置し、保育体制の整備を進めます。 ・園巡回で発見した発達の良い子どもを、園の現場で適切に対応できるよう、保育士等のスキルアップを目指し、研修会を継続します。
③早期療育体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診において、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。 ・早期療育のために保健、医療、福祉、教育等が連携し、相談機能の強化を図ります。また、親や家族等に対し、障がいに対する正しい知識の理解と発達状態に応じた個別相談や関係機関の紹介等の支援の充実を図ります。 ・専門職を確保して発達検査を実施するほか、父親や祖父母向けのペアレントトレーニング等の実施など、対象者を拡大します。
④発達障がいの早期発見から早期療育、その後の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいが見つかった場合には、関係機関と連携し、早期に相談支援や適切な対応がとれるよう体制の強化を図ります。 ・乳幼児期から幼児期、学童期、成年前期・中期に向けての継続的な支援により、適切な就学等ができるよう、また、卒業後も就労及び自立に向けて、適切な支援が受けられるよう、各関係機関と連携の強化を図ります。
⑤障がいに関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ自閉症や知的障がい、軽度発達障がいなど障がいに関する普及・啓発を効果的に実施するため、関係機関等において検討し、実施していきます。

3 保健・医療・リハビリテーションの充実

若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、生活習慣病の予防、ひいては生活習慣病が原因で起こる障がい発生の予防につながる健康づくり対策の強化を図ります。

また、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。 ・未受診者に対する受診勧奨を継続して、受診率を向上させるとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。
②障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を、身近で受診できる環境の充実に努めます。 ・障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めるとともに、受診環境の充実と医師の確保に向けた対策について、関係機関と検討します。
③リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより、身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 ・介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。 ・自立訓練（機能訓練）利用に係る支援について、関係機関等と連携し検討を進め、また、介護保険等対象者については、事業継続し内容等の充実に努めます。
④医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費給付制度について周知を行い、障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費等の助成を行います。

4 難病・発達障がいへの支援

障がい者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病患者は療養が長期にわたるため、精神的・経済的な面にも配慮した支援が必要です。さらに、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実に努めるとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われる仕組みを構築します。

また、発達障がい者への支援についても、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① 発達障がい等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの専門職員の配置により、相談支援体制の強化、発達障がいに対する理解の醸成、療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握と関係機関による特別支援連携体制の構築を行います。 ・発達障がい児の子育て、関わり方の勉強会（ペアレントトレーニング）をより充実して行い、発達障がい児の子育て支援等を継続して行います。 ・地域自立支援協議会療育支援部会を開催し、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。
② 高次脳機能障がいへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がいの実態を把握し、佐渡保健所等関係機関と連携して対応を検討します。
③ 難病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者・高齢の福祉制度に該当しない難病患者に対して、在宅での日常の支援を行う難病患者等居宅生活支援事業を行います。

5 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、地域移行の促進及び医療における適正手続きの継続

精神障がい者に対する精神保健福祉の充実・強化を図るとともに、地域移行を進め、適正な医療手続きを継続します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① 精神保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のしづらさを抱える障がい者に対し、相談に乗り、障がい特性に応じた支援を関係機関と連携し行うとともに、障がい者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送れるように「一人ひとりが自分らしい人生を歩む～しあわせプランの実現～」を目標に精神保健福祉の充実を図っていきます。 ・日常生活上必要な訓練・指導など、本人に対する活動支援等を実施することで、社会生活技能及び就労意欲の向上等を図り、再発の防止並びに社会復帰の推進するため、精神障がい者生活支援事業を継続して実施します。 ・地域自立支援協議会精神障がい部会を開催し、各関係機関と連携して市の相談支援体制を強化します。
② 精神障がい者の地域移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関、一般相談支援事業所等関係機関と連携し、精神障がい者の特性に応じた支援を行い、円滑に地域へ移行できるように環境づくりに努めるとともに、地域移行の促進を図ります。

施策・事業	施策の概要
③医療における適正手続きの継続	・医療における適正な手続きの継続を佐渡保健所、医療機関等関係機関と連携し維持します。
④精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	・市民等へ統合失調症、うつ病など障がいに関する普及・啓発を効果的に実施するため、関係機関等において検討し、実施していきます。

第6節 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重される存在です。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が十分に進んでいるとはいえない状況です。障がいや疾病等に対する理解の促進について、主に広報紙やホームページ等を活用した情報発信や市民の交流機会などを通じて行っているものの、十分に浸透しているとはいえません。

また、障がい者に関わる法制度は大きく転換しており、新しい制度やサービス内容などを改めて周知する必要があります。

【方向性】

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

1 理解・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、社会参加活動を促進できるように地域環境を目指します。

また、身体障がい者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族連合会等の団体活動においても広く、市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①テレビ・広報等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・CNSテレビ、市報さど等を活用して障がいに関する情報を提供します。また、市民へ障がいや障がいのある人に関する啓発を進めます。・今後は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による啓発活動を実施します。

施策・事業	施策の概要
②インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発を進めます。 ・制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めます。
③障がいの理解、人権教育の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の社会参加促進のため、各種イベントや大会、研修会等の活動を支援し、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。 ・障害者週間や人権週間の周知を図り、障がいの理解、人権教育を推進するとともに、効果的な取り組みについて関係機関と連携し、検討を進めます。

2 福祉教育等の促進

学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会を提供するよう努めます。

また、市職員や公共サービスに携わっている人に対して研修等を行い、障がいに対する理解と意識の向上を図るとともに、生涯学習事業による啓発活動を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等や学校などにおける福祉教育を推進します。
②職員等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
③公共サービス従事者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
④生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を通じた、障がい者の人権に関する学習機会を充実します。 ・新潟県他関係機関と連携し、障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 ボランティア活動やNPO活動の支援

障がいのある人やその家族等の生活支援を充実するために、ボランティア活動やNPO活動の充実が必要です。ボランティア活動やNPO活動を育成するとともに、必要な情報を市民各層へ提供し、活動への参加促進を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① ボランティアやNPOの育成と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援するとともに、相互の交流・情報交換の機会の充実を図ります。 ・市報さどや社協だより等の広報誌など、多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する情報を市民へ提供します。
② 市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るためのボランティア養成講座や精神保健普及啓発講座を開催し、市民の理解を深めていただけるよう努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターへの登録が促進されるよう支援します。また、自主的な活動の支援について検討します。

4 選挙と政策決定への参加

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① 選挙情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から配布される障がい者用の各種啓発物資については、配布が行き届くよう関係機関と調整します。また、障がい者の状況に配慮した広報活動などに努めます。 ・制度の周知を図ることで、障がい者の選挙権行使の機会を確保します。
② 投票所の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど、投票所の改善を図ります。また、視覚障がいや聴覚障がいなど、それぞれの障がい者に対応した投票方法について、国や県とも連携をとって対策を進めます。
③ 各種審議会等への参加の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策を方向付ける各種審議会等への参加に対し、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために、必要な環境の整備を検討します。

第7節 雇用・就労の支援と所得保障

【現状と課題】

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するためには、職業を通じた社会参加が重要です。障害者雇用促進法の改正等により、障がい者雇用の一層の促進が図られ、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど、障がい者雇用対策の各施策が推進されています。今後も、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場の充実を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、きっかけとして短時間でも外出ができるような就労の場、福祉的就労の場が提供できるよう検討し、関係機関との連携を図り、総合的な支援を行っていくことが必要です。

【方向性】

雇用・就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

1 雇用の拡大

ハローワーク佐渡、佐渡連合商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について、達成するよう働きかけるとともに、障がい者が安心して働けるよう、一般就労及び福祉的就労を含めた就労機会の整備を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①事業主への啓発	<ul style="list-style-type: none">障がい者雇用支援月間などを中心に市内の事業主に対して、障がいのある人の雇用についての理解の促進及びさまざまな就労形態（季節的就労、グループ就労、短時間就労等）での受け皿の確保推進を図り、雇用ができるよう協力を要請していきます。地域自立支援協議会就労支援部会において、関係機関と連携し、事業主への啓発事業を進めます。

施策・事業	施策の概要
②障がい者雇用率の向上	・障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワーク佐渡、障がい者就業・生活支援センター等と連携して、市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけるとともに、佐渡特別支援学校等と連携し活動していきます。
③障がい福祉サービスの強化	・障がい者の就労移行が進むよう就労移行支援事業の充実、また、就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。 ・地域自立支援協議会就労支援部会において、就労移行支援事業等の充実に向けて実施内容等検討を進めます。
④就労に向けた体験実習の場の確保	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けてさまざまな業種の仕事について体験できるよう、実習・学習機会の整備を行います。また、佐渡市における実習受入について検討を進めます。
⑤公的機関における雇用拡大の推進	・公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を行います。 ・ハローワーク佐渡及び障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用拡大の推進を図ります。

2 就労環境の整備

障がい者の能力に応じて可能な限り就労できるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言など必要な援助を行い、障がい者の就労環境の整備に努めます。

また、障がい者就業・生活支援センターと連携し、就職に必要な技能修得の支援や生活指導などを行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①雇用環境の整備促進	・障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談に努めます。
②グループ就労や短時間就労の促進	・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて、柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を検討・要請します。
③各種助成制度の周知	・障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら、障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。

施策・事業	施策の概要
④就労相談、職場定着と継続就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。 ・就労先に出向き、障がいのある人と企業の双方に定着指導を行うジョブコーチの派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。また、市内事業所等にジョブコーチを早期に配置できるよう検討を進めます。
⑤公共職業訓練施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用が促進されるよう、公共職業訓練施設等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障・工賃水準の引き上げ

佐渡授産ネットワークを活用し、所得の向上を図るために関係機関との連携を強化していますが、さらに、事業所に対しての働きかけも強化するなど、積極的な対応に努めていきます。また、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準を引き上げる取り組みを、関係機関と連携し促進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①所得の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力により向上を目指します。 ・障がい者就労の促進を図り、また、給料賃金等が向上するよう地域自立支援協議会就労支援部会を通じ、関係機関と連携し検討を進めます。
②工賃水準引き上げの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会就労支援部会及び佐渡授産ネットワークにおいて、障がい福祉施設で働く、障がい者の工賃水準の引き上げについての検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知・利用拡大を取り組んでいきます。 ・県外を含め、授産品の販路拡大を図るため、佐渡授産ネットワークにおいて、インターネットの利用を検討するなど、障がい者施設や関係機関と連携し取り組んでいきます。

第8節 教育・育成

【現状と課題】

障がい児が個性を尊重し、それが発揮されるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のために必要な力を養うためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じた、きめ細かな教育・療育が求められます。また、子どもの育成や教育に関して、さまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長に合わせた教育環境の整備が求められています。

【方向性】

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。

学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

1 一貫した相談支援体制の整備

子ども一人ひとりの特性を活かした障がい児教育の充実を目指して、教育環境の整備や介助員等の充実を図るとともに、教育・福祉・医療・労働分野の緊密な連携により、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

また、障がいのある幼児等の療育については、保育施設等の改善、保育士の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

さらに、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校における特別支援教育の推進など、障がいに対応した支援を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①育児相談・健康診査の充実	・乳幼児健診や育児相談、療育教室等の充実を図ります。 ・問診やスキンシップ・仲間づくり、ふれあい体験等、健診内容の充実を図ることにより、発達障がい等の早期発見に努めます。

施策・事業	施策の概要
②地域子育て支援拠点事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児童と親が、親子で参加する地域子育て支援拠点事業等において、保健師等と連携をとりながら、障がいの有無を見極め、早期の療育につなげていきます。
③保育園等における受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等における、障がい児の受入体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。 ・加配職員の配置など、受入体制の充実を図るとともに、巡回支援、研修等を継続し、保育者のスキルを向上します。
④子どもの発達相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、就学前児童の発達に関する相談を行います。 ・相談窓口を周知するとともに、個々の相談に対して、関係機関と連携して適切な支援につなげます。
⑤就学・教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。 ・保健・福祉や保育園等、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。 ・学校教育課の職員が、保育園等、小中学校を頻繁に訪問し、学校教職員、保護者等に対し、適正な就学指導のための面談を実施するとともに、子ども若者相談センター職員や保健師、子ども若者課との連携をさらに強化します。
⑥学校における相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員等を学校に派遣し、学校における相談機能の充実を図ります。
⑦専門家との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉・教育等の専門家との連携により、就学相談等の特別支援ネットワークづくりに取り組み、乳幼児から学校卒業までの個別的教育支援計画の作成に取り組みます。
⑧進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、医療、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。 ・キャリア教育の視点から作成した「キャリア教育グランドデザイン」を活用した進路指導の充実とともに、適切な就学支援による進路選択を軸として、進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

障がいのある児童・生徒の適正な就学を推進するため、教育支援委員会により、その保護者に対して助言・指導を行い、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備を目指します。

また、特別支援学校や小中学校において、障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、施設のバリアフリー化に努めるとともに、保育園等、小中学校の連携のもと、障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を図り、さらに、特別支援教育コーディネーターを中心として地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合、施設・設備について配慮します。 ・適正な就学と合理的配慮の充実を目指した取組みを継続します。
②特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、指導・支援・配慮のもと適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立できるよう育成に努めます。 ・特別支援担当教師、介助員等への研修会を佐渡総合教育センターの主催により実施します。
③個別の教育支援計画の作成・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の障がいと特性を見極め、家庭、保育園等、学校、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、それぞれの教育的ニーズにあった実践の中で、評価・改善を行います。 ・特別支援学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成割合を100%にします。
④交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、目的、内容、方法を十分に検討し、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
⑤学校教育における障がい者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるために、特別支援学級などの子どもとの交流及び共同学習を進めます。
⑥人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、共によりよい社会を築いていける教育を障がいのある児童・生徒にも、障がいのない児童・生徒にも行います。
⑦障がいのある子どもの放課後対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れや、夏休みなどの長期休業中における居場所づくりを進めます。 ・放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入体制の充実に努めます。

3 支援体制の充実

専門機関の連携や指導力の向上、支援施設の改善を図り、障がい児それぞれの特性に合わせた支援体制を整備します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①介助員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等の障がいにより、教育活動が困難な児童・生徒に対し、個人に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、教育支援員の配置に努めます。
②学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブにおける、障がいのある児童の受入体制の充実に努めます。 放課後や長期休暇中における、障がいのある児童の健全育成と保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。 長期休暇中に障がいのある児童の生活リズムを保持し、保護者の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がいのある児童預かり、日中一時支援事業に継続して取り組みます。
③全校的な支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校では、校内委員会を中核とした全校的な支援体制の確立に努め、個別の指導計画を作成し、教育の充実を図ります。
④学校教職員、保育園保育士への研修	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任のための注意欠陥・多動性障がい等研修会など、特別支援教育にかかわる研修会を実施し、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。 また、市内の特別支援学級・特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童・生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の研修を進めます。
⑤手話や点字を学ぶ場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 県やNPOなどと連携し、必要に応じて教職員に対し、手話や点字について学ぶ機会を整備します。
⑥教育施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> 学校の改修等に当たっては、障がい児に配慮して施設のバリアフリー化に努めます。

第9節 社会活動への参加の促進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーション等を行うことができる環境の更なる整備が求められています。その基本には、障がい者が参加しやすいものであるよう配慮が必要とされます。そのためには、地域の団体と協働し、参加の呼びかけをすることに加え、地域の方々、障がい者やその家族等へ直接、啓発活動に取り組んでいくことが重要です。今後も、各種団体等と連携を図りながら、身近な地域での地域活動に参加することができるよう、必要な環境を整えていくことが必要です。

【方向性】

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるように、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

1 地域活動への参加促進

地域での自治会活動や文化活動、スポーツ・レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動などへの参加機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなどの条件を整備するとともに、手話通訳の派遣やボランティアの充実などによる支援を推進します。

また、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて、自己実現が出来るよう行事・イベント等の情報提供に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	・各種行事へ障がい者や家族等により多くの参加を呼びかけるため、各関係機関、地域の団体等協働し、直接、啓発活動ができるような仕組みを検討、実行するとともに、地域との交流に努めます。
②地域での役割の分担	・自治会の活動について、障がいの状況に応じて役割を持ち、地域社会への貢献ができるよう啓発活動を行います。

施策・事業	施策の概要
③社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加を促進するために、移送サービスの充実や手話奉仕員の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。 ・重度心身障がい者の社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成を実施します。
④授産品販売機会を通じた交流	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい施設での作品等を販売するイベント等を充実し、障がい者の所得の向上と市民との交流機会の充実を図ります。 ・佐渡授産ネットワークにおいて、授産品販売の促進について検討を進めます。 ・授産品販売のほか、市民との交流及び障がいの理解促進についても検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知・利用拡大に取り組みます。

2 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、その情報提供に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者スポーツ協会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ協会、各関係機関等と連携し、障がい者スポーツの振興に努めます。
②文化施設・体育施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人がスポーツ、文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。 ・新たに建設する施設は、バリアフリー化を基本とし、既存施設については、施設統廃合計画に照らし合わせ検討します。
③障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら、相互の親睦を深めるため、身体障がい者体育大会等の各種大会に支援を行います。
④障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう、フライングディスクなどスポーツ・レクリエーションの指導員の養成を行います。 ・「障がい者スポーツ指導員資格」講習会への受講を招待し、資格取得者の増加に努めるとともに、指導員の拡充を図ります。

3 交流・ふれあいの拡充

障がいのある人が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、自治会、各地区商工会、市ほか、地域の団体等関係機関と連携し、各イベント等の開催においては、障がいのある人も文化活動の作品や活動発表ができる機会を設けるとともに、積極的に参加できる多様な交流の機会づくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきつかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めるとともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの場を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある人の参加促進	・各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳奉仕員などの派遣に対する支援を進めます。
②体験・ふれあいの充実	・小・中学校のボランティア活動などを通じて、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。
③交流活動の充実	・社会福祉協議会、商工会、自治会、市等主催の各種イベント開催を通じて、障がい者の文化活動の作品や活動発表ができる機会を設け、障がい者と一般市民との交流活動を支援します。また、もっと身近な地域で定期的に、文化活動の作品等が展示できるような機会を各関係機関と連携しながら、検討を進めます。
④障がい者の外出支援	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、行動援護、同行援護のほか、地域生活支援事業に位置付けられる移動支援事業を推進します。